

官報

号外 昭和五十三年二月二十八日

○第八十四回 衆議院會議録 第九号(一)

昭和五十三年二月二十八日(火曜日)

議事日程 第八号

昭和五十三年二月二十八日

正午開議

- 第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

原子力衛星規制に関する決議案(細田吉蔵君外十一名提出)

日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

加藤自治大臣の昭和五十三年度地方財政計画についての発言及び地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後零時八分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

○加藤一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、細田吉蔵君外十一名提出、原子力衛星規制に関する決議案は、提出者の要求のとおりに、委員会の審査を省略して、この際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

原子力衛星規制に関する決議案(細田吉蔵君外十一名提出)

○議長(保利茂君) 原子力衛星規制に関する決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。細田吉蔵君。

原子力衛星規制に関する決議案

〔本号(一)末尾に掲載〕

〔細田吉蔵君登壇〕

○細田吉蔵君 ただいま議題となりました原子力衛星規制に関する決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日

本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

原子力衛星規制に関する決議案
去る一月二十四日、カナダ北部にソ連の原子力衛星が落下した事件は、我が国に強い衝撃を与えた。

原子力衛星が今回のように落下し、その結果、人類が放射能汚染の被害を受けることは、あらゆる手段により防止されなければならない。

よつて、政府は速やかに関係諸国と協議し、次の措置を講ずべきである。

一 原子力衛星に関しては、安全確保に万全を期するため、新たな打上げ禁止の検討を含め、厳しい規制措置が国際的に講ぜられるようはかる。

二 一周中の原子力衛星に関する資料の公表を国際的に働きかける。

三 一周中の原子力衛星に関して、監視及び安全確保を目的とする国際協力体制を強化する。

なお、政府は右のほか、宇宙関係三条約批准の準備を促進すべきである。

右決議する。

以上であります。

原子力衛星が落下したソ連の人工衛星コスモス954がカナダ北部に落下した事件は、わが国民に強い衝撃を与えました。

私たちは、原子力衛星が今回のように落下する危険があり、また、その結果、人類が放射性物質による被害を受ける危険があることについて、強い懸念を表明せざるを得ないのであります。

申すまでもなく、宇宙空間は人類共通のスペースでありまして、宇宙の開発とその利用は、人類社会の平和と福祉のためにのみ行われるべきものであります。

かかる観点から、政府は、原子力衛星の規制に

関して、国連等の場において、本決議案の趣旨を体し、関係各国と協議の上、適切な国際的措置が講ぜられるよう最善の努力を払うべきであります。

本決議案に対し、議員各位の御賛同をお願い申し上げます。趣旨の弁明を終わります。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際、外務大臣から発言を求められております。これを許します。外務大臣園田直君。

〔園田直君登壇〕

○園田直君(園田直君) ただいまの原子力衛星規制に関する決議案に対して、政府の所信を申し上げます。

政府といたしましては、ただいま採択されました御決議の趣旨を体し、原子力衛星に関して、わが国民、ひいては全人類の安全確保に万全を期するため、引き続き関係各国とも協議しつつ、実効ある施策を講ずるよう最大限の努力をいたす所存でございます。(拍手)

日程第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。大蔵委員長大村襄治君。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号(二)に掲載〕

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案 環境庁設置法の一部を改正する法律案 加藤自治大臣の昭
和五十三年度地方財政計画について

二二八

〔大村義治君登壇〕

○大村義治君 たいだいま議題となりました關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における内外の經濟情勢の変化に対応し、關稅率等について、おおむね次の改正を行おうとするものであります。

まず第一は、東京ラウンド妥結前の關稅の一括引き下げでありまして、同ラウンドの妥結促進並びにわが國の輸入の増大に資する等の見地から、同交渉の妥結前に乗用自動車等百二十四品目の關稅率の引き下げを行おうとするものであります。

また、この關稅率の引き下げ措置による不測の影響に機動的に対処するため、本措置により特定貨物の輸入が増加し、国内産業が相当な損害を受け、または受けるおそれがある場合には、政令で貨物を指定し、この引き下げ措置を停止することのできることにいたしております。

なお、これらの改正事項の施行期日につきましては、他の改正事項に先立ち、この改正法の公布の日から施行することといたしております。

第二は、原油關稅の改正であります。今回、石油稅を創設することといたしておりますが、これに伴い、原油關稅につきましては、その稅率を現行の一キロリットル当たり七百五十円から六百四十円に引き下げる等の措置を講じることとし、また、比重の高い原油のうち、石油の安定的な供給を図るため特に必要があるものとして政令で定めるものにつきましては、国内への引き取りの円滑化に資するため、その關稅率を一キロリットル当たり五百三十円に引き下げることにいたしました。

さらに、これらの改正に伴いまして、石油化学製品製造用原油等に係る四つの關稅減稅・還付制度について、その減稅・還付率の調整を行うことといたしております。

第三は、その他の關稅率等の改正であります。

まず、最近における産業の状況等を勘案いたしまして、關稅制当制度が採用されております麦芽の一次稅率の引き下げ及び二次稅率の引き上げを行い、アルミニウムの塊に新たに關稅制当制度を導入し、鉛の塊については、その關稅無稅点を引き上げることといたしております。

次に、昭和五十三年三月三十一日に適用期限の到来する大豆、トウモロコシ等七百六十六品目の暫定稅率の適用期限を一年間延長するとともに、給食用脱脂粉乳の免稅等各種の減免稅制度の適用期限をさらに三年間延長する等、所要の改正を行い、また、今回の關稅率の引き下げ及び別途提案されております酒稅法の改正等に伴い、入國者が携帯輸入するアルコール飲料に対する簡易稅率表につき、所要の改正を行うことといたしております。

このほか、關稅率表における物品の分類のための品目表に関する条約で定められている品目分類の國際的基準が改正されたことに伴いまして、關稅率表についても所要の調整を行うことといたしております。

以上がこの法律案の概要であります。本案につきましては、審査の結果、去る十七日質議を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第二、環境庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。内閣委員長加藤伊平君。

環境庁設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔加藤伊平君登壇〕

○加藤伊平君 たいだいま議題となりました環境庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、水俣病に関する医学的調査及び研究を総合的に推進するため、環境庁の付屬機關として國立水俣病研究センターを熊本県水俣市に新設するとともに、その所掌事務等を定めようとするものであります。

本案は、一月二十八日日本委員会に付託され、二月九日政府より提案理由の説明を聴取し、直ちに質疑に入り、慎重に審査を行いました。その詳細につきましては會議録により御承知願いたいと存じます。

かくて、二月二十一日質議を終了し、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

國務大臣の發言(昭和五十三年度地方財政計画について)並びに地方稅法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

説明

○議長(保利茂君) この際、昭和五十三年度地方財政計画についての自治大臣の發言を許し、あわせて、内閣提出、地方稅法の一部を改正する法律案及び地方交付稅法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣加藤武徳君。

〔國務大臣加藤武徳君登壇〕

○國務大臣(加藤武徳君) 昭和五十三年度の地方財政計画の概要並びに地方稅法の一部を改正する法律案及び地方交付稅法等の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十三年度の地方財政は、昭和五十二年に引き続いて厳しい状況にあります。国と同一の基調により歳入面におきましては、地方稅及び受益者負担の適正化等による増収措置を講ずるほか、昭和五十二年に引き続き予想される財源不足に対しては、これを完全に補てんする等地方財源の確保を図るものとし、一方、歳出面におきましては、一般行政經費の節減合理化に努めるとともに、生活関連社會資本の整備と、景氣の着実な回復に資するため、投資的經費の充実に努める等財源の重点的配分と節度ある財政運営を行う必要があります。

昭和五十三年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一に、現下の厳しい地方財政の状況にかんがみ、法人住民稅均等割の稅率及び都市計畫稅の制限稅率の引き上げ、非課稅等の特別措置の整理合理化等地方稅源の充實強化と地方稅負担の適正化に努める一方、料理飲食等消費稅の基礎控除の引き上げ、ガスの免稅の引き上げ等を行うとともに、特別土地保有稅の合理化のための措置を講

することといたしております。

第二に、最近の地方財源の不足等に対処し、地方財政の運営に支障が生ずることのないようにいたしますため、昭和五十三年年度以降、当分の間、毎年度の交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金については、当該年度以前の借入金償還金のうち、地方負担とされた額を控除した額の二分の一に相当する額を国の負担とする旨を法定するとともに、昭和五十一年度及び昭和五十一年度における同特別会計の借入金についても、毎年度の償還額の二分の一に相当する額を国が負担することといたしましたほか、昭和五十三年年度の地方財源不足見込み額三兆五百億円につきましては、地方財政の重要性にかんがみ、これを完全に補てんすることとし、地方交付税の増額で一兆七千億円、建設地方債の増額で一兆三千五百億円の財源措置を講ずることといたしております。

また、地方債資金対策といたしましては、政府資金の大幅増額を図るとともに、公営企業金融公庫の融資対象を拡大することにより同公庫の機能の拡充を図ることといたしております。

第三に、最近の経済情勢にかんがみ、景気の着実な回復を図ることに配慮しながら、地域住民の福祉の充実、住みよい生活環境の整備及び住民生活の安全の確保等を図るための諸施策を実施することとしております。このため、公共事業及び地方単独事業を大幅に増額するとともに、社会福祉施策、教育振興対策等の一層の充実を図ることといたし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する所要の財政措置を講ずることといたしております。

第四に、地方行政運営の合理化を図るとともに、国庫補助負担基準の改善等財政秩序の確立を図り、あわせて年度途中における事情の変化に弾力的に対応するよう配慮するほか、地方財政計画を基礎に即して策定するため、その算定内容について所要の是正措置を講ずることといたしております。

以上の方針のもとに昭和五十三年年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、三十四兆三千三百九十六億円となり、前年度に對し五兆五千三百一十一億円、一九・一％の増加となつておるのであります。

次に、地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正に当たりましては、地方税負担の現状と地方財政の実情にかんがみ、その負担の適正化と地方税源の充実強化を図ることといたしております。

以下、その概要について御説明申し上げます。

まず、法人の住民税の均等割のうち、資本の金額等が十億円を超える法人に係るものにつきまして、税率の区分を新たに設け、その税率を引き上げるとともに、都市計画税の制限税率を百分の〇・三に引き上げることとしたし、地方税源の充実を図ることといたしております。

また、不動産取得税、固定資産税等における非課税等の特別措置のうち十二項目にわたつて整理縮減を行うほか、産業用電気に対する非課税品目について、四品目を廃止することといたしております。

次に、税負担の軽減合理化を図るため、料理飲食等消費税の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に係る基礎控除の額を二千元に引き上げるとともに、ガス税の免税点を六千元に引き上げることといたしております。

このほか、特別土地保有税の課税の合理化を図るため、恒久的な利用に供しておる建物、構築物等の用地でその地域の土地利用に関する計画に適合することについて、市町村長が一定の手続を経て認定したものにつきましては納税義務を免除するとともに、所要の規定の整備等を行うことといたしております。

以上の改正により、明年度におきましては、五百四十五億円、平年度におきましては七百七十七億円の増収が見込まれることとなっております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、昭和五十三年年度の地方財政計画の概要を御説明申し上げます。地方交付税の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、当分の間、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金に係る借入純増額の二分の一に相当する額を、後年度臨時地方特例交付金として、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることを法定することといたしております。

また、昭和五十三年年度の地方交付税の総額は、現行法定額に一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金二千二百五十一億円及び同会計における借入金一兆五千五百億円を加算することとした結果、七兆四百四十四億円となり、前年度に對し一兆三千三百四十五億円、二三・四％の増加となっております。

さらに、昭和五十三年年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応し、社会福祉施策の充実、教育水準の向上、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費を算入するほか、特別とん讓与税に係る基準税額の算定につき、精算制度を導入する等の改正を行うことといたしております。

第二に、建設事業の円滑な実施を図るために、特に必要があるものとして許可された臨時地方道整備事業に係る地方債に對し、公営企業金融公庫の資金を融通することができるよう所要の規定の整備を行うことといたしております。

第三に、風俗営業等取締法外十一法律に定める地方公共団体の手数料の額またはその上限について改定を行い、受益者負担の適正化を図ることといたしております。

以上が、昭和五十三年年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

（拍手）

国務大臣の発言（昭和五十三年度地方財政計画について）並びに地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明に対する質疑

○議長（保利茂君） ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。加藤万吉君。

〔加藤万吉君登壇〕

○加藤万吉君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました昭和五十三年度地方財政計画及び地方交付税法、地方税法の一部を改正する法律案について、福田総理を初め関係各大臣に質問をいたします。

石油ショックを引き金とした高度成長の破綻と経済危機をまともに受けたわが国は、政府の減速経済から安定成長への道も試行錯誤を続け、長期的不況は、総理のたび重なる言明にもかかわらず、今日に至ってもその打開の道を切り開くに至っておりません。当然のことながら、その結果、国、地方とも財政の均衡を失い、危機的段階に立ち至っております。

特に、地方は三年連続、二兆円以上の財源不足に見舞われ、五十三年度は五十四年度の歳入先食というこそくな手段を弄しても三兆五百億円、前倒し分を除けば実に三兆六千九百億円余の財源不足を生ずるに至つたのであります。

総理、地方団体は総理の言う、暗いトンネルから抜け出すという施策に期待をかけ、起債に依存した借金財政からの脱出と、地域住民の英知と創造豊かな地方自治の確立が今年こそ始まると期待をしたのであります。その期待はみごとに裏切られました。六・九％の経済成長は五・三％に落ち込み、国税の減収はそのままだ方の借金財政へ

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

昭和五十三年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の總旨説明に対する加藤万吉君の質疑

一三〇

と転嫁をされたのであります。

総理は、今年、日本の経済成長率を七％とし、景気対策の目標を公共事業最重点の超大型予算を提出されました。これに基づく地方財政計画では、この公共事業の七割を地方団体が背負い込まなければなりません。この政策目標の見通しが誤まれば地方団体はまさに破滅的な状況に立ち至るのであります。改めて七％の経済成長率についての総理の所信をお聞かせいただきたいと思ひます。

わが党は、かねてから、公共投資のみならず、不況克服の道は国民消費の拡大と福祉政策の充実であると提言をしております。本院においても、野党各党も一致をして政府の政策の変更を求め、その実現のために、所得税、住民税を初め、総額一兆二千億圓に及ぶ予算の修正を求めてまいりました。この修正に対し、国民は、昨年の経過からしてその実現が可能であるものと期待をし、総理もまた、わが党代表初め各党の質問に対し、その提案に謙虚に耳を傾けると述べられております。

この際、この野党の予算修正について、自民党總裁でもある総理の基本的な見解をお尋ねいたしたいと思ひます。

景気回復を至上課題とする今年度地方財政計画の規模は、実に三十四兆三千三百九十億圓であります。これを賄う歳入について、政府は、三兆五百億圓の財源不足に対し、交付税率の改正を行わず、交付税特別会計の借入金について、当分の間、国が実質的にその二分の一を負担することとし、この旨を法律に明記することといたしております。

福田総理にお尋ねをいたします。

このような政府の措置は、地方交付税額が引き続き著しく不足をした場合、交付税率の引き上げ、もしくは行財政制度の改正を義務づけた法六条の三の第二項とはほど遠いものであり、国の負担のルール化をもつて事足りれりとする態度は、地方交付税法違反であり、法の形骸化、空洞化と言わ

なければなりません。そればかりか、財源不足額の穴埋めに、本来交付税で措置をされるべき公共事業の地方負担分を地方債の増発で措置をしていくやり方は、地方交付税の地方債化とも言ふべきであり、断じて容認することはできません。

かかる事態を招かないためにも、昨年、本院地方行政委員会は、多数をもって地方交付税率の引き上げを可決したにもかかわらず、自民党の多数によって本会議で否決されたのであります。

わが党は、当面臨時地方財政調整交付金制度を設け、建設国費の一定額を交付税算定基礎に加えて、地方財政の危機を緊急避難として回避する、その傍ら、税財源、事務の再配分、地方交付税法の抜本的改正に直ちに着手すべきであると提案をいたしております。この提言と、引き続き膨大な地方財源不足にどのような抜本的対応策をお持ちになるか、御見解をお示しいただきたいと思ひます。

公共事業中心の地方財政計画は、その三六・九％、十二兆六千億圓を投資的経費に充てたものであります。投資的経費を生み出すため、地方団体は、普通会計で四兆一億圓、公営、準公営を含めると、実に六兆二千億圓の地方債で賄われ、一般公共事業では三三・六％、単独事業で七九・七％の増発となり、これらの累計は年度末で一般会計現債高二十兆四千億圓、一般会計借入金、公営、準公営の起債借入れを含めると、地方団体は三十六兆圓を超える借金を背負うこととなります。

また、五十三年度一般会計の元利返済金は二兆二千三百億圓で、五十三年度の財源不足のため、地方交付税の借入額一兆五千五百億圓をもつても事足りないのであります。

このように過酷なまでに押しつけた地方への負担は、ますます財政硬直化を招き、いまや至上命令である公共事業消化のための国家管理の地方予算に変質しつつあるのであります。新しい時代の

転換に対応する創意と工夫とをこらした自主的責任ある地方行政は、夢の中の夢に消え去るのみであります。

大蔵大臣にお伺いをいたします。

政府は、公共事業消化のため起債充当率のかさ上げをし、また地方債の六〇％は政府資金並みの金利負担を行う等を提案しております。しかし、六兆二千億圓の地方債のうち政府資金は三二・一％で、二兆八千八百億圓の四六・三％は民間金融市場からの縁故債であります。

大蔵大臣、政府の十一兆圓の国債の引き受け、地方債の三兆圓に近い公債の引き受け、この消化が可能でしょうか。銀行引き受けは中小企業にしか寄せとなり、結果的に高利の資金運用をするのは地方団体と中小企業であるという結果を招くのではありませんか。また、このような結果が民間の設備資金を圧迫をし、政府の経済指標である民間設備七％の実質成長は期待薄になるのではないのでしょうか。地方債の消化のため、政府は良質な資金確保に財政計画を修正するお考えはございませんでしょうか、お伺いをいたします。

次に、自治大臣にお尋ねをいたします。

今回の起債充当率の引き上げは、五億圓の資金で百億圓の仕事ができる仕組みになっております。心ある首長は、当面の臨時措置はできるにいたしましても、長期の財政のローテーションに対しては多くの不安を持っているのであります。いつになったらこの悪循環を抜け出すことができるか、その政策と財政が国の施策と連動性が強いだけにならざるを得ません。

自治大臣、あなたは現在の財政事情から判断をいたしましたして、地方団体が地方交付税の借入金を不必要とする時期をいつごろと判断をされておりますか。また、この借入金を不必要とするためには、不公平税制の抜本的な是正を前提に、税制の改革、国と地方との財源の再配分など改正をしなければ健全化は望めないと思ひますが、その所見をお伺いをいたします。

その際、昭和五十二年分までの借入金だけでも、その返済額が昭和六十年分五千七百億圓になるという交付税借入金の償還については特段の施策を加え、地方負担が実質的に軽減できるよう、地方財政計画を策定すべきであると考えますが、いかがでございますでしょうか。

建設大臣及び大蔵大臣にお尋ねをいたします。

今回の投資的経費は、補助事業で二六・三％、単独事業で二五・九％と伸ばしてあります。国の公共事業の大半は自治体によって施行され、その際自治体は四割強の負担を伴います。五十三年度の国費公共事業約五兆圓に対して、自治体は約三兆圓、加えて五兆六千億圓の単独事業を行う計画ならば、自治体が施行する事業額は、超過負担がないといいたしても、実に十三兆八千億にも上るわけであります。当然のこと、これだけの事業額の発注に対して材料の値上りは必至であります。この場合、自治体は、事業規模の縮小か、見送りをせざるを得ません。

この事態に対して、両大臣は、事業規模の縮小をお考えでしょうか。それとも事業量確保のため補正予算をお組みになるおつもりがございましょうか。これまで一次、二次補正によって起きた事業消化に四苦八苦の状態に加えて、五十三年度分が加わりますならば、現在の職員数からして、自治体は全額負担の単独事業を敬遠し、補助事業に傾斜することは明らかであります。この場合、住民のニーズとは違つたところで公共事業が強行されることとなります。その懸念が十分うかがわれるのであります。住民の最も身近な単独事業は敬遠をされ、これを配慮した景気対策も気抜けとなり、福田内閣の求めている経済政策もまた失敗に終わるの目に見えて明らかであります。

このような見通しに大臣はどのような積極的な施策をとられますか、お伺いをいたします。

最後に、地方税法の改正について自治大臣にお伺いをいたします。

今回の改正は、いわば今日までの若干の手直し

にすぎません。地方財政再建のためには長期展望を持つた地方税法の改正に着手し、所得税、住民税の総合課税による一本化、租税特別措置に基づく優遇税との遮断、地方税の非課税規定の抜本整理、また大都市における集積の利益に似合った税制度の創設、外形課税の導入等が必要と思われる。でなければ、この地方財政を再建することは不可能だと思います。これらの諸点について自治大臣の御意見を伺いたします。

いずれの点も、今日の地方財政の危機克服には欠くべからざる視点であり、今年のこの機会を逃しますならば、地方自治体はまさに破綻をし、住民の固有の要求と地域に根ざした民主主義がまさに奈落の底に落ちると私は確信をいたします。

この際、関係各大臣のこの提案に対するお答えを求めまして、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

○内閣総理大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

まず、明年度の経済成長七割は達成できるのかどうか、このようなお話でございますが、この七割成長というのは、これは内外の期待するところでありまして、私はその内外の期待にこたえまして、責任をもってこれが実現に当たるべく全力を傾倒したい、このように考えておるわけでありまして。

ところで、来年度の経済展望はどうなるかといふと、御承知のような国際経済環境でありますので、輸出に多くを期待するわけにはまいりません。また、設備過剰ということが今回の不況の中軸をなしておることから考えまして、設備投資にこれまた多くを期待するわけにはいかぬ。そこで、どうして七割成長を達成するかという、政府みずからが需要の創出に当たるといふのは、ないかと考へるべきであります。その需要を政府が創出する方途はいかんといいうことになれば、それはいろいろの手はあります。ありますけれども、最も

効率的にこれを実現する方途は、公共事業を拡大、推進することである、このように考えておる次第でございます。公共事業、これを大幅に今回拡大することにしたんですが、これはやがて民間需要を誘発するという効果も出てきよう、このように考えるわけでありまして。そういうような過程を経まして、さらに消費購買力も上昇する、そのような過程を経まして、七割成長は実現できる、このように考えておる次第でございます。

次に、五野党の予算修正に対してどのように考へるか、このようなお話でございますが、しほしは申し上げておるところでございますが、五十三年度予算の編成に当たりましては、これはあらかじめ野党の党首の皆さんからも御意見を承りました。また、大蔵大臣がそれぞれ各党の政策担当者の御意向等も承ってきたわけでありまして、政府といたしましては、野党の皆さんの御意見ができる限り政府原案に取り入れられるように努力をいたしてまいりましたが、御承知のような財政事情でありまして、その全部をというわけにはまいりなかつた次第でございます。現在そういう予算案に對しまして、野党の皆さんから予算修正要求が提出されておるわけでありまして、私は、この御要求には、現下の財政事情から考えますときに、いろいろ問題があるとは考えます。しかし、国会の論議の結果を踏まえまして、国家的見地に立つてこの問題に対処したい、このように考えておる次第でございます。

次に、交付税特別会計の借入金問題につきまして、今回の交付税法改正では、同法第六条の第三項に合致しないではないか、このような御所見でございますが、これは私はそういうふうには思いません。交付税法第六条の第三項には、普通交付税の総額が、いわゆる財源不足額と大きな乖離を生じた場合におきまして、地方財政もしくは地方行政にかかわる制度の改正、または地方交付税の率の変更を行うものとするということになっておるのであります。普通交付税の総額が財源

不足額と著しく乖離するということは、これはそういうことになっておる現状でございます。けれども、それはその際に政府がとるべき対策は、交付税率を引き上げるばかりじゃないのであって、地方財政もしくは地方行政にかかわる制度の改正、これを法は期待をいたしておるというものでございまして。その法の趣旨に従ひまして、今回、地方交付税法の改正を行うということにいたし、しかも実際といたしまして、中央の方も、なかなか財源事情、財政事情は容易じゃないのです。その中を御存じのとおり措置をするということでございます。正ではあるまいか、そのように考えておる次第でございます。

以上であります。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 加藤議員の私に対する質問は、地方債の政府資金比率が低いために、地方債の消化、そういったものがうまくいくかどうか、特に大量の公共債発行のもとでどのようにするかという問題並びに民間設備資金がうまく調達できるかどうか、これが第一点の問題でございます。

地方債の政府資金につきましては、御案内のように、地方債全体としましては五十三年度は六兆二千九百九十六億円、二二％増でございますが、政府資金の方は三三％増にしているわけでございまして。したがって、政府資金比率は五十二年度の三六・六％から三九・三％に上がっているわけでございまして。この上ともわれわれは政府資金比率については高めてまいりたいと思っております。

消化の方はどうかということでございますが、これは公共債全体で考えていかなければなりません。ことしは公共債全体では二千兆三千三百億ぐらいでございますが、金融機関引き受け分は約十七兆でございます。

特に問題になりますのは、地方繰越債、これが一番心配になるわけでございまして、これも、これ

も加藤議員御案内のように、去年補正後のベースで申しますと、繰越債は二兆三千八百十二億円でございまして。来年度はほとんど大部分政府資金と、かその他つきましたので、繰越債は二兆一千七百九十九億円、去年よりも低めているわけでございまして。この消化は心配ないと思っております。

また、民間設備投資資金に影響するところはなにかということでございますが、現在の物資供給の関係から申しますと、一般論としてその心配はないと思うのでございまして。仮にそういう資金需要が出たときはどうか、こういうことでございまして、これは適切な金融政策と、そしてまた公共債の時宜に適した発行、この両方で十分対処できると思っております。

最後に、加藤議員から、こんなふうに国も地方も大型の公共事業を組んで、資材が高騰して、そのために公共事業の予定とおりの達成が困難になつて補正予算を組まなければならないのではないか、こういうお尋ねでございます。

しかし、先ほど申しましたように、現在の状況から申しまして、また、われわれは十分消化可能な公共事業費を組んだつもりでございますので、物資供給の状況から申しまして、そのような資材の一般的値上がりというようなことは心配していません。

ただ、少し心配になりますのは、やはり一時期あるいは一地域に急に公共事業が集中しますと、いわば部分的にあるいは一時的に、摩擦的に資材の高騰ということ、これは心配しなければなりません。

そこで、推進本部におきましては、中央あるいは地方ブロックごとに、関係官庁が絶えず協議いたしまして、そのようなことがないよう十分手配をしてまいるつもりでございますので、その御懸念はないだろうと思っております。(拍手)

〔国務大臣(村山達雄君)〕

○国務大臣(村山達雄君) ただいま大蔵大臣から一応のお答えがあったわけでございまして、公共

昭和五十三年二月二十八日 衆議院会議録第九号(一)

昭和五十三年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する加藤万吉君の質疑
政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する竹内勝彦君の質疑

二二二

事業の執行に当たりまして、資材等が値上がりをして事業規模を縮小するあるいは追加をする必要があるのではないかとの御質問であつたと思うのであります。

いまのところ、いずれも考えておりません。公共事業を円滑に執行するためには、建設資材の安定的供給の必要があることは当然であります。主要資材の生産の能力はまだ余裕がありますので、全体的には供給面、価格面からの公共事業の実施に支障を生ずるおそれはないと思います。しかし、地域的、時期的に問題が生じないよう関係各省庁と緊密な連絡をとりつつ万全の態勢で臨みたいと思ひます。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 御指摘がございましたように、地方財政は四年連続の財源不足でございまして、ことに五十三年度におきましては、三兆五百億円という膨大な財源不足を生じ、交付税特会の借り入れでありますとかあるいは起債の充當等で処置をいたしたのでございますけれども、さういふ時点で地方財政の不足は解消するのか、かような御指摘が第一点でございました。

端的に申しまして、なかなかその見通しがつきにくいのであります。基本的には経済が好転いたしますことが期待されるのでありますけれども、しかしこゝ一年や二年ではなかなか地方財源の不足を埋めるような体制にはならぬと思うのでございます。

そこで、私も期待しておりますのは、地方財政の基本的な改正でございます。もとより、中期的には先ほど御説明をいたしましたように、地方での税負担の増加を求めざるを得ないと思うのでございますけれども、同時にまた、今日の交付税計算三三％が国税三税に限っていいかどうか、かような問題等もあるものでありますから、さういふ地方財政の基本的な改正を行ひまして、一日も早く財源不足を解消いたしたい、かように考えておるところであります。

第二点は、税制についての御指摘でございます。その第一点は、税制の特別措置を是正しなければならぬではないか、かような御指摘でございます。

した。国の場合と同様に、ある一定の目的のために、地方税におきましても特別措置をいたしておるのでございすけれども、しかしこれが慢性化したり、既得権化することは許されないのでありますから、絶えざる見直しが必要でございす。今回御提案いたしておりますのも、また十二項目について見直しをいたしておるのでありますけれども、今後も見直しにつきまして積極的に取り組んでまいらなければならぬ、かように考えておるのであります。

二番目は、所得税と住民税の一本化の御提案でございました。私は、所得税と住民税は性格をやや異にするものである、かような見方をいたしてあり、ことに住民税につきましては、その地域に

住まうていらっしゃる方が自分の公共団体が仕事を進めてまいります上での応分の負担をしなければならぬ、かような負担分担の考え方が基本であるかと思うのでございます。それでありまして、課税最低限につきましても、所得税におきましては二百万円を超えておりますのに、住民税につきましても百四十一万八千円、かような限度を設けておるようなことでございますから、これが一本化はなかなか困難であらうか、かように思う次第でございす。

最後の御指摘は、大都市の実情に見合った税の制度を設けなければならぬではないか、かようなことでございます。今日ほとんどのいわゆる大都市と言われますところが税源不足に悩んでおりまして、ことに人口急増対策等で非常な頭を痛めており、現在の税制でいいかどうか、これは当然検討しなければならぬ項目でございまして、私も鋭意検討いたしてまいりたい、かように考えているところであります。(拍手)

○議長(保利茂君) 竹内勝彦君。

〔竹内勝彦君登壇〕

○竹内勝彦君 私は、公明党・国民会議を代表して、ただいま説明のあった昭和五十三年度地方財政計画及び地方交付税法等の一部を改正する法律案並びに地方税法の一部を改正する法律案に対して、地方財政の基本的問題及び当面の施策を含めて、総理並びに関係各大臣に質問をいたしま

す。(拍手)

先般発表された昭和五十一年度の地方財政の決算見込みを拝見しますと、昭和五十一年度の決算では、地方債の増発、交付税特別会計の借り入れを含め、今後地方自治体を負担をしなければならぬ実質債務額は、実に二十兆円以上にも上っております。これは五十一年度の歳入のほぼ七〇％に匹敵する巨額な借金を抱えていることになりました。また、本来財力があるべき府県及び指定都市までも、軒並みに地方交付税上の交付団体に転落しております。

このような状況は、憲法で保障された地方自治が財政面から崩れようとしていることを裏づけるものと言わざるを得ません。総理は、このような地方財政の実態をどのように認識しておられるのか、まず伺ひたいします。

また、地方自治の確立を図るためには、国、地方を通ずる行政及びこれに基づく財源の再配分を断行すべきであると考えますが、政府は、今日に至るまでこれらの基本的問題の解決を何ら図っていないのであります。総理は、地方行政の抜本的解決を一体断行する意思があるのかどうか、また断行するならばその時期はいつなのか、お伺ひします。

また、今日の地方財政は一方的な国の施策を押しつけられるのみで、地方の自主的かつ計画的な運営が皆無に等しいと言つても過言ではありません。地方自治体が地方の実情に即して自主的かつ

計画的な行政運営を図るためには、長期的展望に立つた地方財政の長期ビジョンと、またこれに基づく長期的な地方財政計画が必要であります。これを速やかに策定するお考えはないのか、お伺いいたします。

今回、政府は、経済政策の失敗による不況から脱出するため、膨大な公共事業一辺倒の拡大政策を図り、その結果、五十三年度の地方財政計画の規模は実に三十四兆円を上回る大型なものとなっております。これはまさに国の経済政策の失敗を一方的に地方に押しつけたものと言っても過言ではありません。しかも、この大型地方財政計画たるや、三兆五百億円の膨大な財源不足を生じておりますが、この財源不足について、その算定根拠が明らかにされておられません。まずこの算定根拠についてお伺いします。

また、この不足額は、七％の経済成長を達成した場合のものなのか。もし七％が達成されなければさらに不足額は増大すると考えますが、七％成長達成に対する政府の見解をあわせてお伺いしたいと思ひます。

さて、この膨大な財源不足に対し政府がとった対策は、交付税特別会計の借入れと地方債の増発という、借金によってこれを補てんするというもので、まことに無責任かつ安易な借金財政を地方に押しつけたものと言わざるを得ません。

今回、政府は、昭和五十三年度以降、この借入金の償還について、当分の間、国が実質的に二分

の一を負担することとし、この旨を法律に明記することとしておりますが、このことは、地方交付税率の引き上げに政府みずから足かせをはめてしまふことになるではありませんか。また、五十二年度に引き続いて五十三年度においても変則的、応急的措置でもってこれを法定することは、交付税法第六条の三の規定にいう制度改正を単に装っていることにすぎず、問題の本質をすりかえているものであります。当分の間として国の二分の一負担を法定することは、交付税率の引き上げを断念したということなのか。それが事実だとすれば、交付税率の引き上げについての切実な地方団体の意思を踏みにじることになるではありませんか。

わが公明党は、地方交付税法の趣旨に沿って交付税率を引き上げるべきだと考えますが、この点の見解について伺いたいと思ひます。

次に、地方税についてお伺いいたします。

まず、都道府県の財政が悪化した最大の原因は、法人関係税、なかんずく法人事業税の落ち込みが著しいことにあります。従来より法人事業税を所得課税方式から外形課税方式に切りかえることを強く要求しておりますが、今回もまたこの外形課税方式が見送られております。安定的な税の確保という面からも外形課税方式に改めるべきであると考えますが、今回見送られる理由及び外形課税導入の時期について、政府の方針を伺いたいのであります。

また、住民税負担の軽減についてであります。が、国民にとつての重税感、所得税よりむしろ住民税に強くあらわれております。この国民の切なる願いを五十三年度予算に反映すべく野党の合意ができております。すなわち、課税最低限を野党案のように十万円引き上げるべきであると思ひますが、この点について見解をお伺いしたいと思ひます。(拍手)

さらに、地方税の減免措置と国の租税特別措置による地方税への減収遮断についてであります。が、これについては確たる改善の跡が一向に見当たりにません。地方税の減免措置の改廃に対する政府の基本的な見解を伺いたいのであります。

次に、地方債の問題であります。五十年年度以降飛躍的にふえている地方債の五十三年度末の現在高は、一般会計債二十兆円と見込まれ、これに公営企業債を加えると約四十兆円にも上る巨額なものとなっております。この地方債の元利償還は地方財政の重圧となることは明らかであります。まず一つに、地方財政の計画的な運営を図るためには、償還財源を明確にした地方債の償還計画を今国会に提出すべきであると考えますが、お答えをいただきたいと思ひます。

第二は、今回、事業債に対して二月から〇・二％の金利の引き下げを実施しておりますが、大幅な公共事業の促進と財政危機に見舞われている地方財政に対し、地方債についても金利の引き下げを断行すべきであります。この点について明

快にお答えいただきたいと思ひます。

第三には、公営企業金融公庫の改組についてであります。

今回、政府案では、一般会計債のうち臨時地方道整備事業等三事業について、同公庫の融資対象の拡大を図っておりますが、わが党が法律案を提出して主張しておりますように、地方団体の安定した地方債資金を確保するためには、同公庫を完全に改組すべきであると思ひますが、総理の見解をお伺いいたします。

最後に、地方公営企業についてお伺いいたします。

今日、地方公営企業、なかんずく交通、病院、水道の三事業の経営は極度に悪化の一途をたどっております。この三事業に対する経営の改善について、政府の基本的考えをお伺いしたいと思ひます。

特に地下鉄事業は、都市における道路の代替として、また住民の大量輸送機関として、その役割はますます高まっております。しかし、今日の地下鉄建設に対する補助制度は、補助対象が限定されているなど実質補助率の大幅低下をもたらしている。これが地下鉄建設の進捗を阻害しているのが実情であります。地下鉄建設の道路並みの補助を確立すべきであります。政府の見解をお伺いしたいのであります。

以上をもって私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣福田赳夫君登壇〕

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

昭和五十三年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する竹内 勝彦君の質疑

一三四

○内閣総理大臣(福田赳夫君) お答え申し上げます。

地方財政の危機を一体どういうふうに認識しておるかというお話でございますが、これは大変深刻に受けとめております。戦後で言いますと、四十年、四十一年不況ですか、あの当時の地方財政の状況、これは非常な深刻な事態でありましたが、より深刻である、このように考えておる次第でございます。

それには一体どうするかということを考えますと、これは経済が常道に復する、一刻も早く常道に復するという、これがやはり最大の地方財政危機突破の決め手になる、このように考えておるのがあります。そういう見地、国の財政のこともありますけれども、財政のこともならみながら、国の経済、これを早く安定さしたいというために、五十三年度予算はそういう仕組みになっておるといふことも御理解を願いたいのではありません。

ただ同時に、これから先々を考えますときに、地方財政は経済が常道に復したからそれでいいのかという、そうはいかぬと思うのです。これは国につきましても同じだと思います。やはり地方財政の歳出面について合理化、近代化のための努力、これが必要だろと思ひます。それから同時に、歳入面、これにつきましてもいろんな工夫が要請される、このように思ふのであります。それらにつきましても、税制調査会、地方制度調査会等にその審議をお願いいたしておる、このように

御理解を願いたいのではありません。

さらに、国と地方との行財政事務の再配分問題をどのように考えるかというお話でございますが、これもただいま申し上げました景気の回復以外に考えなければならぬ問題の一つである、そのように理解をいたしておるわけでありまして、国といたしましても、地方と相談をいたしまして、この問題には積極的に取り組んでいきたいと思ひますし、また地方制度調査会の審議にもまた大いに期待をかけた、このように考えます。

それから、地方独自の行財政の合理化、抜本的改革を断行する意図ありやどうかというお話でございますが、これはもうぜひ地方自治体におきましてでもそうしてもらいたいのです。もらいとうございませうけれども、地方自治体は自治体として神聖なる独立の地位を持っておるわけでありませう。中央政府が、そうしたまゝと言うわけにはいきませう。私は、地方自治団体当局が自主的にそのような抜本的改革を行うことを期待をいたしておるわけでありませう。

それから、長期の展望に立つた地方行財政中期計画を策定すべきではないか、このようなお話でございますが、御趣旨は私も全く同感でございます。ただ、地方財政はとにかく大小三千数百の地方団体の財政の集合であります。これらをすべて包含する財政計画、これはお考えなすつても、なかなか事実上困難な問題であらう、このように御理解いただけるのではないかと思います。しか

し、個々の地方団体が中期的な財政計画を策定することは好ましいことでありまして、その手がかり的な意味をも兼ねた地方財政収支試算、これにつきまして、いま政府におきましては鋭意検討いたしております。近く自治省から国会に提出され、ごらんいただけることかと思ふのであります。

次に、住民税につきまして物価調整減税をやるべきではないかというようにお話でございますが、現在の所得税、また住民税の課税最低限、負担水準は、諸外国に比べましてかなり高いところまでいっているわけでありませう。そういうことと、それから地方財政の深刻な現状から見まして、いまでも住民税の減税をとり行うというような環境ではないんじゃないかというのが政府の認識でございます。

なお、明年度七％の経済成長率の達成は可能かという御質問でございますけれども、これは先ほど申し上げたとおりでございます。これは責任をもってこれが実現するように努力をいたしたい、このように考えておる次第でございます。

自余の御質問につきましては関係大臣からお答え申し上げます。(拍手)

〔国務大臣村山達雄君登壇〕

○国務大臣(村山達雄君) 竹内議員のいまの私に対する質問は、二月の事業債の金利が下がったのに、地方債の発行条件の金利がなぜ下げられなかったのか、こういうことにあるかと思ふのでございませう。

御案内のように、地方債につきましては、事業債と違ひまして、その消化は大部分を金融機関が引き受けているところでございます。したがって、流通市場におきまして流通利回りはもちろん大きく参考にしなければなりません、同時に金融機関の資金コスト、これを無視しては、長い期間にわたって円滑な消化ができないことは当然なことでございます。二月の地方債の発行に当たりまして、関係者の間では、現在の流通利回りはまだ定着してない、そして片や金融機関の資金コストから考えて、ぎりぎりいっぱいであるということと、従来どおりの発行条件に据え置かれたと承知しているところでございます。(拍手)

〔国務大臣加藤武徳君登壇〕

○国務大臣(加藤武徳君) 私への御質問の第一点は、不足額の三兆五百億円の算定はどういう根拠であるのか、かような点でございますけれども、御承知のように、地方財政計画も歳入を図り、そして支出をもくろんでいかなければならぬのでありまして、交付税でありますとか、地方税等の歳入をもくろみ、かつまた歳出を計上いたしましたところ、結果として三兆五百億円の不足が生じた、かようなことでございます。

それから、今回の「当分の間のいわゆるルール化」が足かせにならないか、また断念したのではないか、かようなことでございますけれども、私は、できるだけ早い機会に行財政制度の改革を行ひ得ますことを期待をいたしているのでありまして、

今回の措置が足かせになるとは考えておらず、かつまた断念をいたしましたのではないのであります。

それから三番目の御指摘は、外形標準課税の事業税への導入でございますけれども、私は、でき

得べくんば五十三年度から、かような考え方を持ったのでありますけれども、調査会の結論等におきまして、国税との関連において創設をすべきだ、かようなことでございまして、見送らざるを得なかったのであります。その時期につきましては、なるべく早い時期に導入したい、かように考えております。

それから、国税の税制上の特別措置が地方へ影響を及ぼしますものを遮断しなければならぬのではないかという御指摘でございますが、全く私も同感でございます。

それから、地方債の償還計画を出せ、かような御提案でございましたけれども、御承知のような三千数百の団体がおの条件の異なる起債を起こしておりますので、これを総括いたしましたの償還計画はなかなか困難なように思うのでございます。

それから、公営企業金融公庫の改組問題がございました。今回提案いたしておりますものが、不十分ではございますが改組である、私はかような理解をいたしているところでございます。

それから、地方公営企業が、水道は好転いたしておりますけれども、交通関係、病院関係は非常に財政難に悩んでおるのでありますから、これが

打開のために努力をしていかなければならぬ、かように考えているところであります。(拍手)

〔国務大臣福永健司君登壇〕

○国務大臣(福永健司君) 大都市交通対策上の地下鉄の重要性にかんがみまして、従来から地下鉄の建設に対し助成を行ってきたところであります。最近における建設費の高騰にかんがみまして、来年度から補助対象範囲を拡大する等の改定を行って、これを強化することにいたしております。(拍手)

○議長(保利茂君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣	福田 赳夫君
外務大臣	岡田 直君
大蔵大臣	村山 達雄君
運輸大臣	福永 健司君
建設大臣	櫻内 義雄君
自治大臣	加藤 武徳君
国務大臣	山田 久就君

出席政府委員

自治省財政局長	山本 悟君
自治省税務局長	森岡 敏君

○明読を省略した議長の報告

(政府委員退任)

一、去る二十一日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十一日付をもって内閣総理大臣官房交通安全対策室長室城庸之は近畿管区警察局長に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

一、去る二十五日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十五日付をもって警察庁警務局長国島文彦は警視總監に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二十一日、保利議長は、福田内閣総理大臣申し出の、次の者を第八十四回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣総理大臣官房
交通安全対策室長 三島 孟

(政府委員任命)

一、去る二十一日、福田内閣総理大臣から保利議長あて、二十一日議長において承認した三島孟を同日第八十四回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(議員死去)

一、三重県第一区選出議員川崎秀二君は、去る二

十二日死去された。

(理事補欠選任)

一、去る十七日、決算委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 宇野 亨君(理事丹羽久章君去る十一月三十日委員辞任につきその補

理事 馬場猪太郎君(理事北山愛郎君去る十二月十七日委員辞任につきその補

理事 國場 幸昌君(理事天野光晴君去る十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

山花 貞夫君 藤田 高敏君

中川 秀直君 田川 誠一君

藤田 高敏君 山花 貞夫君

田川 誠一君 中川 秀直君

地方行政委員

辞任 補欠

相沢 英之君 正示啓次郎君

石川 要三君 坊 秀男君

正示啓次郎君 相沢 英之君

坊 秀男君 石川 要三君

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 朗読を省略した議長の報告

法務委員

辞任

正森 成二君
東中 光雄君

補欠

東中 光雄君
正森 成二君

外務委員

辞任

松本 善明君
寺前 巖君

補欠

寺前 巖君
松本 善明君

大蔵委員

辞任

林 大幹君
小平 忠君
森田 欽二君

補欠

森田 欽二君
高橋 高望君
林 大幹君

社会労働委員

辞任

津島 雄二君
草川 昭三君
平石磨作太郎君

補欠

林 大幹君
矢野 絢也君
浅井 美幸君

不破 哲三君
林 大幹君

津島 雄二君
平石磨作太郎君
草川 昭三君

浅井 美幸君
矢野 絢也君

浅井 美幸君
浦井 洋君
津島 雄二君

田中美智子君

不破 哲三君

通信委員

辞任

藤原ひろ子君
不破 哲三君

補欠

不破 哲三君
藤原ひろ子君

建設委員

辞任

田川 誠一君
中川 秀直君

補欠

中川 秀直君
田川 誠一君

予算委員

辞任

正示啓次郎君
坊 秀男君
藤田 高敏君

補欠

谷川 寛三君
関谷 勝嗣君
福岡 義登君

浅井 美幸君
矢野 絢也君
浦井 洋君

草川 昭三君
藤原ひろ子君
正森 成二君

寺前 巖君
藤原ひろ子君

田中美智子君
坊 秀男君
正示啓次郎君

関谷 勝嗣君
谷川 寛三君
福岡 義登君

藤田 高敏君
矢野 絢也君
浅井 美幸君

草川 昭三君
平石磨作太郎君

浅井 美幸君
小平 忠君
寺前 巖君

米沢 隆君
正森 成二君

原田昇左右君
東中 光雄君
逢沢 英雄君

松本 善明君

東中 光雄君

議院運営委員

辞任

原田昇左右君
東中 光雄君
逢沢 英雄君

補欠

逢沢 英雄君
松本 善明君
原田昇左右君

松本 善明君

東中 光雄君

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任

委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

宇野 亨君
小島 静馬君
玉生 孝久君

補欠

坊 秀男君
松野 頼三君
白濱 仁吉君

上田 卓三君
山花 貞夫君
白濱 仁吉君

石橋 政嗣君
藤田 高敏君
玉生 孝久君

坊 秀男君
松野 頼三君
石橋 政嗣君

宇野 亨君
小島 静馬君
上田 卓三君

松野 頼三君
石橋 政嗣君
藤田 高敏君

山花 貞夫君

外務委員

辞任

松本 善明君

補欠

不破 哲三君

大蔵委員

辞任

高橋 高望君

補欠

小平 忠君

社会労働委員

辞任

相沢 英之君
井上 裕君
大坪健一郎君

補欠

伊東 正義君
金子 一平君
渡谷 直藏君

川田 正則君
葉梨 信行君
不破 哲三君

藤田 義光君
田中美智子君
相沢 英之君

商工委員

辞任

金子 一平君
渡谷 直藏君
正示啓次郎君

補欠

井上 裕君
大坪健一郎君
川田 正則君

藤田 義光君

葉梨 信行君

運輸委員

辞任

安田 純治君
不破 哲三君

補欠

安田 純治君

草野 威君
矢野 絢也君

矢野 絢也君
草野 威君

伊東 正義君
金子 一平君
川崎 秀二君

森下 元晴君
池田 行彦君
大坪健一郎君

塩崎 潤君
渡谷 直藏君
正示啓次郎君

戸沢 政方君
坂本三十次君
谷川 寛三君

白濱 仁吉君
藤田 義光君

渡海元三郎君
中村 弘海君
森田 欽二君

坊 秀男君
松野 頼三君
石橋 政嗣君

島村 宜伸君
野坂 浩賢君
佐藤 敬治君

藤田 高敏君
矢野 絢也君

草野 威君

一、去る二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

小平 忠君	河村 勝君
田中美智子君	安田 純治君
野坂 浩賢君	金子 みつ君
安田 純治君	松本 善明君
佐藤 敬治君	鈴木 強君
池田 行彦君	金子 一平君
大坪健一郎君	川崎 秀二君
坂本三十次君	渡谷 直藏君
島村 宜伸君	松野 頼三君
谷川 寛三君	正示啓次郎君
戸沢 政方君	塩崎 潤君
渡海元三郎君	白濱 仁吉君
中村 弘海君	藤田 義光君
森下 元晴君	伊東 正義君
森田 欽二君	坊 秀男君
金子 みつ君	石橋 政嗣君
鈴木 強君	藤田 高敏君
草野 威君	矢野 絢也君

辞任

補欠

宇野 亨君	奥野 誠亮君
小島 静馬君	白濱 仁吉君
関谷 勝嗣君	正示啓次郎君
玉生 孝久君	藤田 義光君
柴田 睦夫君	不破 哲三君
中川 秀直君	大原 一三君

地方行政委員

辞任

補欠

奥野 誠亮君	宇野 亨君
正示啓次郎君	関谷 勝嗣君
白濱 仁吉君	小島 静馬君
藤田 義光君	玉生 孝久君
不破 哲三君	柴田 睦夫君
大原 一三君	田川 誠一君

外務委員

辞任

補欠

相沢 英之君	松野 頼三君
相沢 英之君	相沢 英之君

大蔵委員

辞任

補欠

不破 哲三君	松本 善明君
--------	--------

社会労働委員

辞任

補欠

工藤 晃君	小林 正巳君
小林 正巳君	工藤 晃君

農林水産委員

辞任

補欠

野村 光雄君	浅井 美幸君
浅井 美幸君	野村 光雄君

商工委員

辞任

補欠

長田 武士君	矢野 絢也君
--------	--------

建設委員

辞任

補欠

予算委員

辞任

補欠

工藤 晃君	不破 哲三君
矢野 絢也君	長田 武士君
田川 誠一君	中川 秀直君
奥野 誠亮君	森 清君
川崎 秀二君	後藤田正晴君
正示啓次郎君	谷川 寛三君
白濱 仁吉君	愛知 和男君
藤田 義光君	中島 衛君
松野 頼三君	大塚 雄司君
石橋 政嗣君	多賀谷貞稔君
藤田 高敏君	只松 祐治君
浅井 美幸君	野村 光雄君
矢野 絢也君	長田 武士君
河村 勝君	高橋 高望君
松本 善明君	柴田 睦夫君
大原 一三君	中川 秀直君
小林 正巳君	工藤 晃君
柴田 睦夫君	東中 光雄君
寺前 巖君	白濱 仁吉君
愛知 和男君	松野 頼三君
大塚 雄司君	川崎 秀二君
後藤田正晴君	正示啓次郎君
谷川 寛三君	藤田 義光君
愛知 和男君	
中島 衛君	
大塚 雄司君	
多賀谷貞稔君	
只松 祐治君	
野村 光雄君	
長田 武士君	
高橋 高望君	
柴田 睦夫君	
中川 秀直君	
工藤 晃君	
東中 光雄君	
白濱 仁吉君	
松野 頼三君	
川崎 秀二君	
正示啓次郎君	
藤田 義光君	

議院運営委員

辞任

補欠

懲罰委員

辞任

補欠

一、去る二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

田川 誠一君	中川 秀直君
中川 秀直君	田川 誠一君

地方行政委員

辞任

補欠

細谷 治嘉君	石橋 政嗣君
石橋 政嗣君	細谷 治嘉君

法務委員

辞任

補欠

加地 和君	中馬 弘毅君
中馬 弘毅君	加地 和君

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 朗読を省略した議長の報告

外務委員 小坂善太郎君 補欠 前尾繁三郎君	大蔵委員 川崎 秀二君 補欠 小坂善太郎君	社会労働委員 荒木 宏君 補欠 不破 哲三君	商工委員 相沢 英之君 白濱 仁吉君 補欠 相沢 英之君	運輸委員 不破 哲三君 補欠 工藤 晃君	建設委員 中馬 弘毅君 加地 和君 補欠 中馬 弘毅君	予算委員 中川 秀直君 田川 誠一君 補欠 田川 誠一君	地方行政委員 水田 稔君 補欠 千葉千代世君	農林水産委員 加藤 紘一君 國場 幸昌君 玉沢徳一郎君 羽田野忠文君 補欠 根本龍太郎君	文教委員 千葉千代世君 池田 克也君 水田 稔君 浅井 美幸君 池田 克也君 補欠 水田 稔君	外務委員 權藤 恒夫君 千葉千代世君 水田 稔君 補欠 寺前 巖君	大蔵委員 松本 善明君 寺前 巖君 補欠 松本 善明君	運輸委員 中馬 弘毅君 大原 一三君 補欠 大原 一三君	予算委員 根本龍太郎君 石橋 政嗣君 浅井 美幸君 矢野 純也君 河村 勝君 荒木 宏君 東中 光雄君 大原 一三君 西田 八郎君 白濱 仁吉君 田中 正巳君 中村 直君 松澤 雄藏君 上坂 昇君 池田 克也君 大橋 敏雄君 坂井 弘一君 小平 忠君 松本 善明君 安田 純治君 中馬 弘毅君 補欠 中村 直君
高橋 高望君 工藤 晃君 東中 光雄君 谷川 寛三君 原田昇左右君 細谷 治嘉君 坂口 力君 寺前 巖君 川崎 秀二君 補欠 谷川 寛三君	河村 勝君 荒木 宏君 寺前 巖君 白濱 仁吉君 川崎 秀二君 石橋 政嗣君 矢野 純也君 東中 光雄君 谷川 寛三君 補欠 谷川 寛三君	矢野 純也君 春田 重昭君 矢野 純也君 春田 重昭君 補欠 矢野 純也君	矢野 純也君 春田 重昭君 補欠 矢野 純也君	議院運営委員 寺前 巖君 東中 光雄君 寺前 巖君 補欠 東中 光雄君	懲罰委員 前尾繁三郎君 川崎 秀二君 補欠 川崎 秀二君	一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員 上田 卓三君 石橋 政嗣君 上田 卓三君 補欠 石橋 政嗣君	地方行政委員 水田 稔君 補欠 千葉千代世君	農林水産委員 加藤 紘一君 國場 幸昌君 玉沢徳一郎君 羽田野忠文君 補欠 根本龍太郎君	文教委員 千葉千代世君 池田 克也君 水田 稔君 浅井 美幸君 池田 克也君 補欠 水田 稔君	外務委員 權藤 恒夫君 千葉千代世君 水田 稔君 補欠 寺前 巖君	大蔵委員 松本 善明君 寺前 巖君 補欠 松本 善明君	運輸委員 中馬 弘毅君 大原 一三君 補欠 大原 一三君	予算委員 根本龍太郎君 石橋 政嗣君 浅井 美幸君 矢野 純也君 河村 勝君 荒木 宏君 東中 光雄君 大原 一三君 西田 八郎君 白濱 仁吉君 田中 正巳君 中村 直君 松澤 雄藏君 上坂 昇君 池田 克也君 大橋 敏雄君 坂井 弘一君 小平 忠君 松本 善明君 安田 純治君 中馬 弘毅君 補欠 中村 直君

決算委員

辭任

補欠

林 孝矩君
坂井 弘一君
春田 重昭君
矢野 詢也君

議院運営委員

辭任

補欠

寺前 巖君
東中 光雄君

一、去る二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辭任

補欠

石川 要三君
足立 篤郎君

運輸委員

辭任

補欠

足立 篤郎君
原田昇左右君

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辭任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辭任

補欠

上田 卓三君
石橋 政嗣君

山花 貞夫君
岡田 利春君

市川 雄一君
権藤 恒夫君

柴田 睦夫君
寺前 巖君

石橋 政嗣君
上田 卓三君

岡田 利春君
山花 貞夫君

権藤 恒夫君
市川 雄一君

寺前 巖君
柴田 睦夫君

地方行政委員

辭任

補欠

新村 勝雄君
岡田 春夫君
中井 治君
竹本 孫一君
岡田 春夫君
新村 勝雄君
中井 治君

法務委員

辭任

補欠

飯田 忠雄君
林 孝矩君
長谷雄幸久君
飯田 忠雄君
長谷雄幸久君

外務委員

辭任

補欠

松本 善明君
寺前 巖君
松本 善明君

大蔵委員

辭任

補欠

沢田 広君
井上 普方君
只松 祐治君
川俣健二郎君
貝沼 次郎君
大原 一三君
大原 一三君

永原 稔君
沢田 広君
只松 祐治君
貝沼 次郎君
永原 稔君

井上 普方君
大原 一三君
大原 一三君

川俣健二郎君
貝沼 次郎君
永原 稔君

大原 一三君
大原 一三君

大原 一三君
大原 一三君

大原 一三君
大原 一三君

大原 一三君
大原 一三君

大原 一三君
大原 一三君

長谷川正三君

辭任

補欠

池田 克也君
横路 孝弘君
鍛冶 清君
権藤 恒夫君
寺前 巖君
中西 續介君
長谷川正三君

社会労働委員

辭任

補欠

寺前 巖君
池田 克也君
鍛冶 清君
横路 孝弘君
寺前 巖君
中西 續介君
長谷川正三君

農林水産委員

辭任

補欠

野坂 浩賢君
川俣健二郎君
武田 一夫君
二見 伸明君
大内 啓伍君
不破 哲三君
甘利 正君

農林水産委員

辭任

補欠

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

津川 武一君
不破 哲三君
甘利 正君
野坂 浩賢君
武田 一夫君
神田 厚君
大内 啓伍君

商工委員

辭任

補欠

清水 勇君
横路 孝弘君
中村 重光君
藤田 高敏君
長田 武士君
松本 忠助君
大原 一三君

運輸委員

辭任

補欠

藤田 高敏君
中村 重光君
大原 一三君
横路 孝弘君
寺前 巖君
中西 續介君
長谷川正三君

通信委員

辭任

補欠

田畑政一郎君
藤田 高敏君
草野 威君
林 孝矩君
権藤 恒夫君
不破 哲三君
甘利 正君

通信委員

辭任

補欠

小林 政子君
田畑政一郎君
藤田 高敏君
草野 威君
林 孝矩君
権藤 恒夫君
不破 哲三君

通信委員

辭任

補欠

青山 丘君
大内 啓伍君
依田 実君
小林 正巳君
大内 啓伍君
青山 丘君

通信委員

辭任

補欠

青山 丘君
大内 啓伍君
依田 実君
小林 正巳君
大内 啓伍君
青山 丘君

通信委員

辭任

補欠

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 朗読を省略した議長の報告

予算委員		小林 正巳君		依田 実君	
辞任		石野 久男君		補欠	
石橋 政嗣君		田口 一男君		井上 一成君	
岡田 利春君		鈴木 強君		長谷川正三君	
川俣健二郎君		竹内 猛君		小宮 武喜君	
藤田 高敏君		中西 續介君		竹本 孫一君	
横路 孝弘君		田畑政二郎君		島本 虎三君	
権藤 恒夫君		長谷川正三君		清水 勇君	
瀬野栄次郎君		藪仲 義彦君		塚本 三郎君	
林 孝矩君		小川新一郎君		中井 治君	
広沢 直樹君		草野 威君		矢山 有作君	
二見 伸明君		貝沼 次郎君		野坂 浩賢君	
大内 啓伍君		武田 一夫君		渡辺 芳男君	
河村 勝君		神田 厚君		貝沼 次郎君	
寺前 巖君		小宮 武喜君		長谷川幸久君	
不破 哲三君		東中 光雄君		渡部 一郎君	
大原 一三君		津川 武一君		新村 勝雄君	
鈴木 強君		永原 稔君		井上 普方君	
竹内 猛君		山口 鶴男君		加藤 万吉君	
中西 續介君		川口 大助君		有馬 重武君	
井上 普方君		只松 祐治君		飯田 忠雄君	
川口 大助君		沢田 広君		柴田 睦夫君	
小林 進君		井上 一成君		小川 国彦君	
山口 鶴男君		上田 卓三君		瀬野栄次郎君	
小川新一郎君		渡辺 芳男君		有馬 重武君	
武田 一夫君		鳥居 一雄君		飯田 忠雄君	
池田 克也君		小林 正巳君		小川 国彦君	
		依田 実君		瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	
				有馬 重武君	
				飯田 忠雄君	
				柴田 睦夫君	
				小川 国彦君	
				瀬野栄次郎君	

国民年金法等の一部を改正する法律案

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国有林野事業再整備特別措置法案(芳賀貢君外十二名提出)

原子力衛星規制に関する決議案(細田吉蔵君外十一名提出)

一、去る二十四日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案

(案約受領)

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付さ

れた次の議案を受領した。

労働組合法の一部を改正する法律案

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る二十二日、議員から、次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

原子力衛星規制に関する決議案

細田吉蔵君外十一名

(案約付託)

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

世界観光機関(WTO)憲章の締結について承認を求めるの件(案約第三号)(予)

外務委員会 付託

(議案付託)

一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五号)

租税特別措置法及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号)

以上二件 大蔵委員会 付託

一、去る十七日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

労働組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(予)

社会労働委員会 付託

一、去る二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び資金運用部資金法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

通信委員会 付託

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五号)

建設委員会 付託

一、去る二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家公務員法及び地方公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

職員団体等に対する法人格の付与に関する法律案(内閣提出第四五号)

以上二件 内閣委員会 付託

森林組合合併助成法の一部を改正する法律案(内閣提出第四六号)

農林水産委員会 付託

一、去る二十四日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第四七号)(予)

地方行政委員会 付託

(調査要求承認)

一、決算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十七日これを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、歳入歳出の実況に関する事項

二、国有財産の増減及び現況に関する事項

三、政府関係機関の経理に関する事項

四、国が資本金を出資している法人の会計に関する事項

五、国または公社が直接または間接に補助金、奨励金、助成金等を交付したまたは貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する事項

二、調査の目的

決算の適正を期するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

昭和五十三年二月十七日

決算委員長 楠 兼次郎

衆議院議長 保利 茂殿

(質問書提出)

一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 朗説を省略した議長の報告 原子力衛生規制に関する決議案

次のとおりである。

植物新品種の保護に関する質問主意書(川俣健二郎君提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

農道(国有地)の被侵害に対する管理責任の所在、有無に関する質問主意書(竹内猛君提出)
東大医学部附属病院精神神経科の正常化に関する質問主意書(春日一幸君提出)

一、昨二十七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

台湾人元日本兵士の補償問題に関する質問主意書(横山利秋君提出)

(答弁通知書受領)

一、去る二十一日、内閣から、衆議院議員土井たか子君提出特許協力条約に関する質問に対し、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年三月八日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

一、去る二十四日、内閣から、衆議院議員渡沢利久君提出ベトリカメラ株式会社労使紛争に関する質問に対して、質問事項について調査・検討する必要がある、これに日時を要するため、昭和五十三年三月十一日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

原子力衛生規制に関する決議案
右の議案を提出する。

昭和五十三年二月二十二日

提出者

細田 吉藏	塩川正十郎
箕輪 登	松永 光
有馬 元治	瓦 力
山口 鶴男	広瀬 秀吉
山田 太郎	吉田 之久
東中 光雄	甘利 正
賛成者	
足立 篤郎	外四百四十六名

原子力衛生規制に関する決議

去る一月二十四日、カナダ北部にソ連の原子力衛星が落下した事件は、我が国に強い衝撃を与えた。

原子力衛星が今回のように落下し、その結果、人類が放射能汚染の被害を受けることは、あらゆる手段により防止されなければならない。

よって、政府は速やかに関係諸国と協議し、次の措置を講ずべきである。

一 原子力衛星に関しては、安全確保に万全を期するため、新たな打上げ禁止の検討を含め、厳しい規制措置が国際的に講ぜられるようはかる。

二 周回中の原子力衛星に関する資料の公表を国際的に働きかける。

三 周回中の原子力衛星に関して、監視及び安全確保を目的とする国際協力体制を強化する。
なお、政府は右のほか、宇宙関係三条約批准の準備を促進すべきである。
右決議する。

去る二十三日は、会議を開くに至らなかったため、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第六号

昭和五十三年二月二十三日(木曜日)

正午開議

第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

去る二十四日は、会議を開くに至らなかったため、同日の議事日程をここに掲載する。

議事日程 第七号

昭和五十三年二月二十四日(金曜日)

正午開議

第一 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 環境庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

衆議院會議録第八号中正誤

ページ 段 行 誤 正
三三 三 対策を 対策が

官報

号外

昭和五十三年二月二十八日

○第八十四回 衆議院會議録 第九号(二)

〔本号(一)参照〕

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年二月七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律

(關稅定率法の一部改正)

第一条 關稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条第五項中「行なう」を「行う」に改め、「を含み、また、同項の原料品には同項の輸出貨物の製造に直接使用される燃料(当該輸出貨物の製造に加熱用として直接使用される蒸気、温水その他これらに類するものを得るために直接使用される燃料を含む。)」を削る。

別表の目次中「第一三類 染色用又はなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁及びエキスを」第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキスをに改め、同目次第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削り、同目次第三五類の表題中「及び膠着剤」を「膠着剤及び酵素」に改め、同目次第二二部及び第六七類の表題中「造花、人髪製品及び扇子」を「造花及び人髪製品」に改め、同目次第一八部及び第九二類の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改め、同目次第九六類の表題中「羽毛製ダスター」を削る。

別表の關稅率表の解釈に関する通則3中「なんらかの」を「何らかの」に、「見られる」を「みられる」に改め、同通則3(b)中「異なる物質から成る混合物又は異なる構成要素で作られた物品」を「混合

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(二) 關稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

物、異なる構成材料から成る物品、異なる構成要素で作られた物品及びセットにした物品」に改め、同通則3(c)中「これにつき最も高い稅率が定められている号」を「それぞれ該當すると認められる号のうち最後の号」に改め、同通則備考中3を削り、4を3とし、5を4とし、同備考6中「表わす」を「表す」に改め、同備考中6を5とする。

別表第四類の注1中「ケフィア、ヨーグルトその他これらに類する発酵乳」を「凝固乳、ケフィア、ヨーグルトその他の発酵乳又は酸性化乳」に改める。

別表第五類の注1(b)中、「第〇五・〇六号」を削り、「該當する物品」の下に「及び第〇五・一五号に該當する原皮くず」を加え、同注1(d)中「ふさ状」を「房状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

昭和五十一年六月十八日に行われた關稅率表における物品の分類のための品目表の改正に関する關稅協力理事會の勧告(以下「關稅協力理事會昭和五十一年勧告」という。)に伴い、この類における第〇五・〇六号、第〇五・一〇号及び第〇五・一一号は欠番である。

別表第〇五・〇六号を削る。

別表第〇五・〇九号中「角」を「アイボリー、かめの甲、角」に改める。

別表第〇五・一〇号及び第〇五・一一号を削る。

別表第〇五・一五号中	六 乾燥した血	五%	六 腿、筋及び原皮くず	無稅
	七 その他のもの	五%	七 乾燥した血	五%
			八 その他のもの	五%

別表第七類の注の第二文(c)中「第一・一〇三号」を「第一・一〇四号」に改める。

別表第一〇類の注を次のように改める。

注

この類は、穀の除去又はその他の加工をしてない穀物に限り適用する。ただし、第一〇・〇六号には、玄米、精米、つや出した米、パルボイルドライス、コンパクターライス及び碎米を含む。

別表第一二類の注1(a)中「第二・一〇一」を「第二・一〇二」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

關稅協力理事會昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一・一〇三号及び第一一・〇六号は欠番である。

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第二一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第二一・〇六号に該当する米」に改める。

別表第二一・〇三号を削る。

別表第二一・〇四号を次のように改める。

一・〇四	豆(第七・〇五号に該当するものに限る。又は果実(第八類に該当するものに限る。)の粉並びにサゴやしの髄又は第七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール	二五%
二	豆の粉	二五%
三	果実の粉	二五%
三	その他のもの	二五%

別表第二一・〇六号を削る。

別表第二二類の注2中「ベッチの種」を「ベッチの種(ビチア・ファバ種のものを除く。)」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二二・〇五号は欠番である。

別表第二二・〇五号を削る。

別表第二二・〇八号を次のように改める。

二・〇八	チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。及びローカストビーン(生鮮又は乾燥のもので、砕いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの	三〇%
一	チコリーの根	無税
二	ローカストビーン	無税
三	食用の海藻(乾燥したものを含む。)	無税
一	正方形又は長方形の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの	一枚につき一円五〇銭
二	あまのり属のもの及びこれを交えたもの(二)に掲げるものを除く。)	四〇%
三	その他のもの	一五%

四 こんにやくいも(切つたもの、乾燥したもの及び粉状にしたものを含む。)

五 その他のもの

別表第二三類の表題中「染色用又ははなめし用の植物性原材料、ラック、ガム、樹脂並びに植物性の液汁」を「ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁」に改める。

別表第二三類の注(a)中「こえる」を「超える」に改め、同注(b)中「第一九・〇一号」を「第一九・〇二号」に改め、同注(c)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改め、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三三・〇一号は欠番である。

別表第三三・〇一号を削る。

別表第一四類の表題中「彫刻用又は細工用の材料並びに」を削る。

別表第一四類の注4中「ふさ状」を「房状」に、「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一四・〇四号は欠番である。

別表第一四・〇四号を削る。

別表第一四・〇五号中「三」その他のもの

三	あい、ログウッドその他の染色用原材料及び没食子、五倍子、オーク樹皮その他のなめし用原材料	無税
四	コロソ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻及びナット	無税
五	その他のもの	一〇%

別表第一五類の備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一五・〇九号及び第一五・一四号は欠番である。

別表第一五・〇九号及び第一五・一四号を削る。

別表第一五・一五号を次のように改める。

一五・一五	鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。及びみつろうその他のかん虫ろう(着色してあるかどうかを問わない。))	
-------	---	--

別表第一五・一七号を次のように改める。

一五・一七

デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろ
うの処理の際に生ずる残留物

一 デグラス

二 その他のもの

別表第一七・一〇号から第一七・一〇三号までを次のように改める。

一七・一〇一

一 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの

(一) 香料料又は着色料を加えたもの

(二) その他のもの

二 その他のもの

(一) 糖度が九八度以下のもの(車糖、でん粉を加えた
た粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。)

A 香料料又は着色料を加えたもの

B その他のもの

(一) その他のもの

A 香料料又は着色料を加えたもの

B その他のもの

一七・〇二

その他の糖類(固体のものに限る。並びに糖水(香料料又
は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみつ(天然はち
みつを混合してあるかどうかを問わない。))及びカラメル

(一) ぶどう糖(砂糖を加えたものを除く。)

(二) 香料料又は着色料を加えたもの

(三) その他のもの

一五%

一五%

一五%

一五%

五%

一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き六三円五〇銭一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き四一円五〇銭一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き五一円五〇銭三五%(その率が
一キログラムにつ
き二七円の従量税
率より低いとき
は、当該従量税率)
二五%

二 麦芽糖(砂糖を加えたものを除く。)

(一) 香料料又は着色料を加えたもの

(二) その他のもの

(三) 乳糖(砂糖を加えたものを除く。)

(一) 香料料又は着色料を加えたもの

(二) その他のもの

四 砂糖

(一) 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類する
もの

A 香料料又は着色料を加えたもの

B その他のもの

(二) その他のもの

A 糖度が九八度以下のもの(車糖、でん粉を加
えた粉糖及びこれらに類する砂糖を除く。)

(a) 香料料又は着色料を加えたもの

(b) その他のもの

B その他のもの

(a) 香料料又は着色料を加えたもの

(b) その他のもの

五 砂糖水

三五%(その率が
一キログラムにつ
き二七円の従量税
率より低いとき
は、当該従量税率)
二五%三五%(その率が
一キログラムにつ
き二七円の従量税
率より低いとき
は、当該従量税率)
一〇%一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き六三円五〇銭一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き四一円五〇銭一キログラムにつ
き六三円五〇銭
一キログラムにつ
き五一円五〇銭
三五%(その率が
一キログラムにつ
き二七円の従量税
率より低いとき
は、当該従量税率)

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

六 カラメル	三五%
七 人造はちみつ	三五%
八 その他のもの	
(一) 砂糖を加えたもの	
A 香味料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	三五%
(二) その他のもの	
A 香味料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	二五%
精みつ	
一 容器入りのもの (容器ともの一個の重量が一〇キ ログラム以下のものに限る。)	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
(一) 香味料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
(二) その他のもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
二 その他のもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
(一) 糖分を主として計算した重量が全重量の六 〇%以下のもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
A 香味料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)

B その他のもの	一キログラムにつ き一八円
(一) その他のもの	
A 香味料又は着色料を加えたもの	三五% (その率が 一キログラムにつ き二七円の従量税 率より低いとき は、当該従量税率)
B その他のもの	一キログラムにつ き二七円
別表第一七・〇五号を削る。	
別表第一九類に備考として次のように加える。	
備考 関稅協力理事會昭和五十一年勧告に伴い、この類における第一九・〇一号及び第一 九・〇六号は欠番である。	
別表第一九・〇一号を削る。	
別表第一九・〇二号を次のように改める。 一九・〇二 麦芽エキスを及ぶ穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの 育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品 (ココアを含 有するものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に 満たないものに限る。)	二五%
一 麦芽エキス	二五%
二 その他のもの	三五%
(一) 砂糖を加えたもの	二五%
(二) その他のもの	三五%
別表第一九・〇六号を削る。	
別表第一九・〇七号を次のように改める。	
一九・〇七 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品 (砂 糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたもの を除く。及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプ ラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他こ れらに類する物品)	二〇%
一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー 製品	三〇%
二 その他のもの	二〇%
別表第二二類の注1に次のように加える。 (e) 第三五・〇七号の調製した酵素	

別表第二二類に備考として次のように加える。

備考
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二二・〇一号は欠番である。

別表第二二・〇一号を削る。

別表第二二・〇二号を次のように改める。

二二・〇二

コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

一 コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

A インスタントコーヒー及びインスタントティー

B その他のもの

二 その他のもの

別表第二二・〇七号を次のように改める。

二二・〇七

調製食料品（他の号に該当するものを除く。）

一 糖水（香料又は着色料を加えたものに限る。）

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

(二) その他のもの

A アルコールを含有しない飲料のもと

B その他のもの

(a) 第四・〇七号に掲げる物品のもの

(b) その他のもの

三五%

三五%

三五%

三五%

三五%

三五%（その率が一キログラムにつき二七円の従量税率より低いときは、当該従量税率）

三五%

三〇%

一五%

二五%

別表第二五類の注1中「文脈により」を「文脈又はこの類の注3により」に、「さらに」を「更に」に改め、同注2(中)中「塩化ナトリウムで製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)及び第三八・一九号の塩化ナトリウム培養単結晶」を「塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムで製造した光学用品(第九〇・〇一号参照)及び第三八・一九号の塩化ナトリウム又は酸化マグネシウムの培養単結晶」に改め、同注に次のように加える。

3 第二五・三二号には、アースカラー（焼いてあるか、又は相互に混合してあるかどうかを問わない。）及び天然の雲母酸化鉄並びに海泡石（みがいてあるかどうかを問わない。）は、こはく並びに板状、棒状その他これらに類する形状に凝結した海泡石及びこはく（凝結したものにあつては、成形後に加工したものを除く。）並びに黒玉並びにストロンチナイト（焼いてあるかどうかを問わないものとし、酸化ストロンチウムを除く。）並びに陶磁製品の破片を含む。

別表第二五類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二五・〇九号、第二五・二五号及び第二五・二九号は欠番である。

別表第二五・〇九号を削る。

別表第二五・一九号を次のように改める。

二五・一九

天然の炭酸マグネシウム（マグネサイト）並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア（焼結前に他の酸化物を少量加えてあるかどうかを問わない。）及びその他の酸化マグネシウム（化学的に純粋であるかどうかを問わない。）

一 酸化マグネシウム（焼いた天然の炭酸マグネシウムを除く。）

二 その他のもの

別表第二五・二五号及び第二五・二九号を削る。

別表第二五・三二号を次のように改める。

二五・三二

鉱物（他の号に該当するものを除く。）

一 天然ソーダ

二 海泡石、こはく及び黒玉

(一) 海泡石又はこはくのくず

(二) その他のもの

三 その他のもの

無税

一〇%

無税

二五%

別表第二七・〇四号中「製造したものに限る。」を「製造したものに限るものとし、凝結してあるかどうかを問わない。」並びに「レトルトカーボン」に改める。

別表第二七・〇五号を削る。

別表第六部の注に次のように加える。

3 二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、この部又は第七部の生産品を得るために共に混合するためのものは、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(二) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二四八

- (i) 取りそろえられた状態からみて詰替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。
(ii) 共に輸入されるものであること。
(iii) 当該構成成分の性質又は相対的量の比のいずれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第二八類の注3(a)を次のように改める。

- (a) 第五部に該当する塩化ナトリウム及び酸化マグネシウム(化学的に純粋であるかどうかを問わない。)その他の生産品

別表第二八類の注3(e)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又は」に改め、同注3(f)中「貴金属」の下に「及び貴金属合金」を加え、同注3(g)中「問わない。」の下に「及び卑金属合金」を加え、同注3(h)中「酸化マグネシウム又はアルカリ金属若しくは」を「アルカリ金属又は」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二八・〇七号、第二八・一一号、第二八・二六号、第二八・三三三号、第二八・三四号、第二八・四一七号及び第二八・五三三号は欠番である。

別表第二八・〇七号及び第二八・一一号を削る。

別表第二八・二三号中「二 非金属酸化物

二 非金属酸化物	
(一) 三酸化ヒ素	二〇%
(二) 二酸化硫黄	一〇%
(三) その他のもの	一五%

別表第二八・一八号を次のように改める。

二八・一八	マグネシウムの水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物	二〇%
一	水酸化バリウム	一五%
二	その他のもの	

別表第二八・二四号中「水酸化コバルト」の下に「並びに商慣行上酸化コバルトとして取引される物品」を加える。

別表第二八・二六号を削る。

別表第二八・二八号中「四 水酸化リチウム	
五 水酸化リチウム	二五%
六 水酸化リチウム	二五%
七 水酸化リチウム	二五%
八 水酸化リチウム	二五%
九 水酸化リチウム	二五%
十 水酸化リチウム	二五%
十一 水酸化リチウム	二五%
十二 水酸化リチウム	二五%
十三 水酸化リチウム	二五%
十四 水酸化リチウム	二五%
十五 水酸化リチウム	二五%
十六 水酸化リチウム	二五%
十七 水酸化リチウム	二五%
十八 水酸化リチウム	二五%
十九 水酸化リチウム	二五%
二十 水酸化リチウム	二五%
二十一 水酸化リチウム	二五%
二十二 水酸化リチウム	二五%
二十三 水酸化リチウム	二五%
二十四 水酸化リチウム	二五%
二十五 水酸化リチウム	二五%
二十六 水酸化リチウム	二五%
二十七 水酸化リチウム	二五%
二十八 水酸化リチウム	二五%
二十九 水酸化リチウム	二五%
三十 水酸化リチウム	二五%
三十一 水酸化リチウム	二五%
三十二 水酸化リチウム	二五%
三十三 水酸化リチウム	二五%
三十四 水酸化リチウム	二五%
三十五 水酸化リチウム	二五%
三十六 水酸化リチウム	二五%
三十七 水酸化リチウム	二五%
三十八 水酸化リチウム	二五%
三十九 水酸化リチウム	二五%
四十 水酸化リチウム	二五%
四十一 水酸化リチウム	二五%
四十二 水酸化リチウム	二五%
四十三 水酸化リチウム	二五%
四十四 水酸化リチウム	二五%
四十五 水酸化リチウム	二五%
四十六 水酸化リチウム	二五%
四十七 水酸化リチウム	二五%
四十八 水酸化リチウム	二五%
四十九 水酸化リチウム	二五%
五十 水酸化リチウム	二五%
五十一 水酸化リチウム	二五%
五十二 水酸化リチウム	二五%
五十三 水酸化リチウム	二五%
五十四 水酸化リチウム	二五%
五十五 水酸化リチウム	二五%
五十六 水酸化リチウム	二五%
五十七 水酸化リチウム	二五%
五十八 水酸化リチウム	二五%
五十九 水酸化リチウム	二五%
六十 水酸化リチウム	二五%
六十一 水酸化リチウム	二五%
六十二 水酸化リチウム	二五%
六十三 水酸化リチウム	二五%
六十四 水酸化リチウム	二五%
六十五 水酸化リチウム	二五%
六十六 水酸化リチウム	二五%
六十七 水酸化リチウム	二五%
六十八 水酸化リチウム	二五%
六十九 水酸化リチウム	二五%
七十 水酸化リチウム	二五%
七十一 水酸化リチウム	二五%
七十二 水酸化リチウム	二五%
七十三 水酸化リチウム	二五%
七十四 水酸化リチウム	二五%
七十五 水酸化リチウム	二五%
七十六 水酸化リチウム	二五%
七十七 水酸化リチウム	二五%
七十八 水酸化リチウム	二五%
七十九 水酸化リチウム	二五%
八十 水酸化リチウム	二五%
八十一 水酸化リチウム	二五%
八十二 水酸化リチウム	二五%
八十三 水酸化リチウム	二五%
八十四 水酸化リチウム	二五%
八十五 水酸化リチウム	二五%
八十六 水酸化リチウム	二五%
八十七 水酸化リチウム	二五%
八十八 水酸化リチウム	二五%
八十九 水酸化リチウム	二五%
九十 水酸化リチウム	二五%
九十一 水酸化リチウム	二五%
九十二 水酸化リチウム	二五%
九十三 水酸化リチウム	二五%
九十四 水酸化リチウム	二五%
九十五 水酸化リチウム	二五%
九十六 水酸化リチウム	二五%
九十七 水酸化リチウム	二五%
九十八 水酸化リチウム	二五%
九十九 水酸化リチウム	二五%
一百 水酸化リチウム	二五%

別表第二八・三〇号から第二八・三三三号までを次のように改める。

二八・三〇	塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物	無税
一	塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物	
(一)	塩化アンモニウム	二〇%
(二)	塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀	二五%
(三)	塩化リチウム	二五%
(四)	その他のもの	一五%
二	臭化物及びオキシ臭化物	
(一)	臭化カリウム及び臭化リチウム	二五%
(二)	その他のもの	二〇%
三	よう化物及びオキシよう化物	一五%
一次	次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び次亜臭素酸塩並びに商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品	
一次	次亜塩素酸塩、亜塩素酸塩及び商慣行上次亜塩素酸カルシウムとして取引される物品	一五%
二	次亜臭素酸塩	二〇%
一	塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩	
(一)	塩素酸カリウム及び過塩素酸カリウム	二〇%
(二)	臭素酸塩及び過臭素酸塩	一五%
(三)	よう素酸塩及び過よう素酸塩	一五%
別表第二八・三三三号、第二八・三四号及び第二八・四一七号を削る。		
別表第二八・四八号中「一 硫酸ニッケルアンモニウム		二〇%
二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
二十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
三十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
四十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
五十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
六十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
七十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
八十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十一	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十二	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十三	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十四	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十五	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十六	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十七	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十八	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
九十九	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%
一百	硫酸ニッケルアンモニウム	二〇%

属のアマルガムを除く。 一 液体空気及び圧搾空気 二 その他のもの		無税 一五%
別表第二九類の注1(h)を次のように改める。 (h) ジアゾニウム塩及びそのカップリング成分並びにジアゾ化し得るアミン及びその塩のうち、アゾ染料生成用のもので標準的な濃度にしたもの		
別表第二九類の注2中(i)を(h)とし、(h)を(i)とし、(g)を(h)とし、(f)の次に次のように加える。 (g) 酵素(第三五・〇七号参照)		
別表第二九類に備考として次のように加える。 備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第二九・一七号、第二九・一八号、第二九・二〇号、第二九・三二号及び第二九・四〇号は欠番である。 別表第二九・一七号、第二九・一八号及び第二九・二〇号を削る。 別表第二九・二二号を次のように改める。 二九・二二 その他の鉱酸エステル(ハロゲン化水素酸エステルを除く)及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体		二〇%
別表第二九・三二号を削る。 別表第二九類の第一節の表題中「ホルモン及び酵素」を「及びホルモン」に改める。 別表第二九・四〇号を削る。 別表第三〇類の注2(a)中「第三三・〇五号」を「第三三・〇六号」に改める。 別表第三三類の注2中「繊維上に不溶性アゾ染料」を「アゾ染料」に改め、同類に備考として次のように加える。 備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三三・〇二号は欠番である。		
別表第三三・〇一を次のように改める。 三三・〇一 植物性のなめしエクス並びにタンニン(水で抽出した没食子タンニン及び五倍子タンニンを含む)及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体 一 植物性のなめしエクス 二 タンニン 三 タンニン誘導体		無税 一〇% 一五%
別表第三三・〇二を削る。 別表第三三・〇九号中「その他の着色料」の下に「並びにこの類の注4に規定する溶液」を加える。 別表第三三類の注2を次のように改める。		

2 第三三・〇六号において「調製香料及び化粧品類」には、次の物品を含む。 (a) 調製した室内防臭剤(芳香を付けてあるかどうかを問わない)。 (b) 調製香料、化粧品類又は室内防臭剤としての用途に適する物品のうち、これらの用途に供するため小売用の包装にしたもの(混合してあるかどうかを問わないものとし、精油のアキアスディステレート及びアキアスソリニーションを除く)。		
3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三三・〇二号、第三三・〇三号及び第三三・〇五号は欠番である。 別表第三三・〇一を次のように改める。 三三・〇一 精油(コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない)、レジノイド、精油のコンセントレート(冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る)及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 一 精油 (一) ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、けい皮油、けい葉油、シダー油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小ういきよう油、ジンジャラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ローズマリー油、ローズウッド油、びやくだん油、大ういきよう油、タイム油、イランイラン油及び牛樟油、ゲラニウム油、ラベンダー油、レモンガラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油 (二) その他のもの (三) 精油のコンセントレート 二 その他のもの 三 精油のコンセントレート		無税 一〇% 二〇% 一〇% 一〇%
別表第三三・〇二、第三三・〇三号及び第三三・〇五号を削る。 別表第三三・〇六号を次のように改める。 三三・〇六 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキアスディステレート及びアキアスソリニーション(医薬用に適するものを含む)。 一 香水、オーデオロンその他これらに類するもの 二 おしろい 三 香油、クリーム、ポマード、口紅その他油、脂又はろうの製品 四 歯みがき		五〇% 四〇% 五〇% 一五%

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

五 その他のもの	
(一) 室内防臭剤	二〇%
(二) 精油のアキユアステイスチレート及びアキユアスリニーション	二〇%
(三) その他のもの	四〇%
別表第三五類の表題中「及び膠着剤」を「膠着剤及び酵素」に改める。	
別表第三五類の注1を次のように改める。	
1 この類には、次の物品を含まない。	
(a) 酵母(第二一・〇六号参照)	
(b) 医薬品(第三〇・〇三号参照)	
(c) なめし前処理用の酵素系調製品(第三二・〇三号参照)	
(d) 第三四類の酵素系の調製浸せき剤、調製洗剤その他の物品	
(e) ゼラチンに印刷した物品(第四九類参照)	
別表第三五・〇四号中「たばく質系物質」の下に「(第三五・〇七号の酵素を除く。)」を加える。	
別表第三五類に次の一号を加える。	
三五・〇七 酵素及び調製した酵素(他の号に該当するものを除く。)	
一 ペプシン、レンネット及びパイン並びにこれらの調製品	二〇%
二 その他のもの	二〇%
別表第三六類の注2中「第三六・〇八号は、次の物品に限り適用する」を「第三六・〇八号において「可燃性材料の製品」は、次の物品に限る」に改め、同注2(c)中「つけ木」を「付け木」に改め、同類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三六・〇三号及び第三六・〇七号は欠番である。	
別表第三六・〇三号を削る。	
別表第三六・〇四号中「火管」を「導火線、導爆線、火管」に改める。	
別表第三六・〇七号を削る。	
別表第三六・〇八号を次のように改める。	
三六・〇八 フュロセリウムその他の発火性合金(形状を問わない。)	一五%
及び可燃性材料の製品	
別表第三七類に備考として次のように加える。	
備考	
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三七・〇六号は欠番である。	
別表第三七・〇六号を削る。	
別表第三七・〇七号を次のように改める。	

三七・〇七	
映画用フィルム(露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドトラックのみであるかどうかを問わない。)	
一 ニュース用のもの	
(一) フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき二五円
B その他のもの	一米ートルにつき一〇円
(二) その他のもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	
B その他のもの	一米ートルにつき一〇円
二 その他のもの	
(一) フィルムの幅が一〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき二五円
B その他のもの	一米ートルにつき五円
(二) フィルムの幅が一〇ミリメートルを超え、三〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき二五円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき二五円
B その他のもの	一米ートルにつき二五円
(三) フィルムの幅が三〇ミリメートルを超え、四〇ミリメートル以下のもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき五〇円
B その他のもの	一米ートルにつき五〇円
(四) フィルムの幅が四〇ミリメートルを超えるもの	一米ートルにつき五〇円
A サウンドトラックフィルム	一米ートルにつき五〇円
B その他のもの	一米ートルにつき一〇〇円
別表第三八類の注1(2)中「除草剤、発芽抑制剤、殺菌剤」を「殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植	

物生長調整剤」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第三八・〇二号、第三八・〇四号及び第三八・一〇号は欠番である。

別表第三八・〇二号を削る。

別表第三八・〇三号を次のように改める。

三・八・〇三 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに獣炭（炭酸炭を含む。）

一 活性炭

二 骨炭

三 アイボリーブラックその他の獣炭

四 その他のもの

二〇%
無税
一五%
一〇%

別表第三八・〇四号を削る。

別表第三八・〇九号を次のように改める。

三・八・〇九

木タール、木タール油（第三八・一八号に該当する配合溶剤及び配合シンナーを除く）、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油並びに植物性ピッチ並びにブルーワーズピッチその他これに類する調製品でロジン又は植物性ピッチをもととしたもの及び天然樹脂質の物品をもととした鋳物用の中子粘結剤

一 木タール、木タール油、木クレオソート、木ナフサ及びアセトン油

二 その他のもの

無税
一〇%

別表第三八・一〇号を削る。

別表第三八・一一号を次のように改める。

三・八・一一

消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺鼠剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤その他これらに類する物品（小売用の形状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫黄を含ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品にしたものに限る。）

一 小売用の形状又は包装にしたもの

二 その他のもの

二〇%
二〇%
二〇%

別表第三八・一九号中「一〇 その他のもの」

「一〇 アンモニア性ガス液及び石炭ガス精製の際に産出する硫酸化鉄

一一 その他のもの

五%
二〇%」に改める。

別表第七部に注として次のように加える。

注

二以上の独立した構成成分から成るセットにした物品のうち、当該構成成分の一部又は全部がこの部に該当し、かつ、第六部又はこの部の生産品を得るために共に混合するたけのもの、当該構成成分が次の各要件を満たす場合に限り、当該生産品の該当する号に分類する。

(i) 取りそろえられた状態からみて詰め替えることなく共に使用するためのものであることが明らかに認められること。

(ii) 共に輸入されるものであること。

(iii) 当該構成成分の性質又は相対的量のいずれかによつて互いに補充し合うものであることが確認できること。

別表第三九類の注1(ロ)中、「扇子」を削る。

別表第三九・〇七号中

「二 その他のもの」

「三 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「四 その他のもの」

「五 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「六 その他のもの」

「七 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「八 その他のもの」

「九 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「一〇 その他のもの」

「一一 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「一二 その他のもの」

「一三 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「一四 その他のもの」

「一五 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「一六 その他のもの」

「一七 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「一八 その他のもの」

「一九 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「二〇 その他のもの」

「二一 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「二二 その他のもの」

「二三 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「二四 その他のもの」

「二五 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「二六 その他のもの」

「二七 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「二八 その他のもの」

「二九 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「三〇 その他のもの」

「三一 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物品の製品」

「三二 その他のもの」

三〇%
二〇%」を

に改める。

別表第四一類の注1(ロ)中「第五・〇六号」を「第五・一五号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四一・〇七号は欠番である。

別表第四一・〇二号から第四一・〇五号までを次のように改める。

四一・〇二 牛草（水牛草を含む。）及び馬属の動物の草（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

（一）染色し、着色し又は模様付けしたもの

（二）その他のもの

四一・〇三 羊草（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

（一）染色し、着色し又は模様付けしたもの

（二）その他のもの

四一・〇四 羊草（第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。）

一 パーチメント仕上げをしたもの

二 その他のもの

（一）染色し、着色し又は模様付けしたもの

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

二〇%

一五%

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(二) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二五二

四一・〇四 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの やぎ草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの その他の草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの	二〇% 五% 一五% 二〇% 五% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 七・五%
四一・〇五 二 その他のもの (一) 染色し、着色し又は模様付けしたもの (二) その他のもの その他の草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。) 一 パーチメント仕上げをしたもの 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの (一) わに革及びとかげ革 (二) その他のもの	二〇% 五% 一五% 二〇% 五% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 二〇% 一五% 七・五%
別表第四一・〇七号を削る。 別表第四二類の注1(四)中「第九一・〇九号及び」を削る。 別表第四二・〇四号中「工業用」を「その他の工業用」に改める。 別表第四四類の注1(四)中「第一三・〇一」を「第一四・〇五」に改め、同注3中「各号には」の下に「建築用繊維板」を加え、同類の備考に次のように加える。 3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四四・〇六号、第四四・〇八号及び第四四・〇九号は欠番である。 別表第四四・〇六号及び第四四・〇八号を削る。 別表第四四・〇九号を次のように改める。 四四・〇九 木製のくい(割り又は端をとがらせたものに限るものとし、縦にひいたものを除く。及びたが材並びにチップウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒(つえ、かさの柄、工具の柄その他これらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたものに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をしたものを除く。) 一 経木その他これに類する物品及び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェービング並びに木製の棒	一五%
別表第四四・二一〇号を削る。 別表第四四・二二〇号を削る。 別表第四四・二二二号を次のように改める。 四四・二二 おけ、たるその他これらに類する容器及びこれらの部分品(木製のものに限るものとし、おけ材及びたる材を含む。) 一 おけ材及びたる材 二 その他のもの (一) 使用したもの (二) その他のもの 別表第四四・二二八号を次のように改める。 四四・二八 その他の木製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 (一) 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、寶石、半寶石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用いたもの B その他のもの 二 マッチの軸木 三 はき物用の木くぎ 四 舗装用の木れんが 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。のもの) (二) その他のもの 別表第四六類に備考として次のように加える。 備考 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四六・〇一は欠番である。 別表第四六・〇一を削る。	一五% 無税 一五% 二〇% 二五% 二〇% 無税 一五% 無税 二〇% 三〇% 二〇%

別表第四六・〇二号及び第四六・〇三号を次のように改める。

四六・〇二

さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む)並びにびん用のわらづと

一 ばつかんさなだ

二 びしろ、こも及びアンペラ

三 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品

二 その他のもの

(一) 人造プラスチック製のもの

(二) その他のもの

別表第四八類の注2中「及び第四八・〇二号」を削り、「を含むものとし、さらに」を「を含む。ただし、更に」に、「たとえは」を「例えは」に改め、同注4の第一文(中「折りたたんで」を「折り畳んで」に、同注4の第二文中「第四八・〇二号」を「第四八・〇一号」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第四八・〇二号、第四八・〇六号、第四八・〇九号及び第四八・一七号は欠番である。

別表第四八・〇一号を次のように改める。

四八・〇一

紙及び板紙(セルロースウエディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。)

一 手すきのもの

二 その他のもの

(一) 薄葉紙(一平方メートルの重量が三〇グラム以下のものに限る。)

A 製造たばこ用の巻紙用紙

B その他のもの

(二) 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

以下のものに限る。)

二〇%

無税

三〇%

一五%

二〇%

三〇%

一五%

A 新聞用紙(碎木パルプを含有するものうち、一平方メートルの重量が五八グラム以下で、幅が八〇センチメートルを超えるロール状のものに限る。)

B その他のもの

(一) 包装用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。)

(二) 板紙(一平方メートルの重量が三〇〇グラムを超えるものに限る。)

(三) その他のもの

A 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る。)

B その他のもの

別表第四八・〇二号及び第四八・〇六号を削る。

別表第四八・〇七

紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く)に限る。)

一 けい線、線又は方眼線を引いたもの

(一) 紙及び一平方メートルの重量が三〇〇グラム以下の板紙

(二) その他のもの

(三) その他のもの

(一) アートペーパー

(二) トレーシングペーパー

(三) パラフィンペーパー及びワックスペーパー

(四) 油紙

(五) リソグラフィックペーパー

(六) カリボンペーパー

(七) タールペーパー

(八) 接着剤を塗布した接着性の物品

(九) その他のもの

別表第四八・〇九号を削る。

別表第四八・一六

紙製又は板紙製の書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器一書類箱、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの

七・五%

一〇%

一五%

一〇%

二〇%

一五%

一〇%

二〇%

一五%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一〇%

一五%

一五四

別表第四八・一七号を削る。	二 紙袋 三 その他のも	一五% 一五%
別表第一一部の注2(A)を次のように改める。		
2(A) 第五〇類から第五七類までにおいて、二以上の紡織用繊維から成る物品は、構成する紡織用繊維のうち最大の重量を占めるものから成る物品とする。		
別表第一一部(注2(B)(a)中「交じえた」を「交えた」に改め、同注2(B)(c)を削る。		
別表第一一部の注に次のように加える。		
8 第五〇類から第五七類までの繊維には、紡織用繊維の糸を平行に並べた層を互いに鋭角又は直角に重ね合わせ、糸の交点で接着剤又は熱溶融によつて結合した物品を含む。		
別表第五〇類に備考として次のように加える。		
備考		
関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五〇・〇六号及び第五〇・〇八号は欠番である。		
別表第五〇・〇五号を次のように改める。		
五〇・〇五 絹紡糸及び絹紡糸系(小売用の糸を除く。)	一 絹紡糸 二 絹紡糸系	一五% 一五%
別表第五〇・〇六号を削る。		
別表第五〇・〇七号を次のように改める。		
五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸系(小売用の糸に限る。)	天然でぐす及び絹製のカットガット 一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸系 二 その他のも	一五% 一五%
別表第五〇・〇八号を削る。		
別表第五〇・〇九号を次のように改める。		
五〇・〇九 絹織物	一 絹織物(絹ノイル織物を除く。) (一) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの (二) その他のも 二 絹ノイル織物 (一) 経緯糸のうちいずれか一方が合成繊維又はアセテート繊維のもの (二) その他のも	二五% 二〇% 二五% 二〇%
別表第五〇・一〇号を削る。		
別表第五一・〇一号を次のように改める。		
五二・〇一 人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (二) その他のも 二 その他のも (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (二) その他のも	一五% 二五% 一五% 一五%
別表第五一・〇四号を次のように改める。		
五一・〇四 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。)	一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (二) その他のも 二 その他のも (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (二) その他のも	二五% 二五% 一〇% 一〇%
別表第五三・一一号及び第五三・一二号を次のように改める。		
五三・一一 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。)	一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のも (一) 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの	二〇% 二〇%
別表第五三・一二号を次のように改める。		
五三・一二 毛織物(馬毛製その他の獣毛製のものに限る。)	(一) その他のも	二〇%
別表第五六・〇七号を次のように改める。		
五六・〇七 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。)	一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五	一五%

〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの

- (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二五%
- (二) その他のもの 二五%
- (三) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二〇%
- (四) その他のもの 一五%

備考

別表第五七類に備考として次のように加える。

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五七・〇五号、第五七・〇八号及び第五七・〇九号は欠番である。

別表第五七・〇五号を削る。

別表第五七・〇七号を次のように改める。

五七・〇七 その他の植物性紡織用繊維の糸及び紙糸

一 大麻糸

二 植物性紡織用繊維の糸（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸

七・五%
三・七五%
一〇%

別表第五七・〇八号及び第五七・〇九号を削る。

別表第五七・一一号を次のように改める。

五七・一一 その他の植物性紡織用繊維の織物及び紙糸の織物

一 大麻織物

二 植物性紡織用繊維の織物（一に掲げるものを除く。）

三 紙糸の織物

一五%
一〇%
一五%

別表第五七・一二号を削る。

別表第五九類の注1を同注1(A)とし、同注1に次のように加える。

(B) この表において「フェルト」には、紡織用繊維のウェーブから成る織物類であつて、ウェーブ自体の繊維を用いてステッチボンディング方式により当該織物類の抱合力を高めたものを含む。

別表第五九類の注5(a)(iv)中「織りフェルト」を「織物類」に改め、「限るものとし」の下に「フェルト化してあるか」を加え、同注5(a)(iv)中「交じえた」を「交えた」に改める。

別表第五九類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第五九・〇九号は欠番である。

別表第五九・〇九号を削る。

別表第六〇類の注に次のように加える。

6 この表において「メリヤス編物及びその製品」には、ステッチボンディング方式により得た物品で、そのチェーンステッチが紡織用繊維の糸で作られたものを含む。

別表第六一類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六一・〇八号は欠番である。

別表第六一・〇八号を削る。

別表第一二部及び同表第六七類の表題中、「人髪製品及び扇子」を「及び人髪製品」に改める。

別表第六七類の注1(a)中「羽毛製ダスター（第九六・〇四号参照）」を削り、同注2(d)を削る。

別表第六七・〇三号を次のように改める。

六七・〇三

人髪（仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限り）並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡織用繊維材料（かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。）

- 一 人髪
- 二 獣毛
- 三 その他のもの

無税
一〇%
二〇%

別表第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「つけひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。

別表第六七・〇五号を削る。

別表第六八類の注1(b)及び(c)中「雲母粉」を「雲母」に改め、同注1(d)を次のように改める。

(d) 第九五・〇八号に該当する物品で第九五類注2(b)に掲げる材料で作られたもの

別表第六八類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第六八・〇五号は欠番である。

別表第六八・〇四号中「ミルストーン」を「手とき用砥石その他これに類する物品並びにミルストーン」に改める。

別表第六八・〇五号を削る。

別表第七〇類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七〇・〇二号は欠番である。

別表第七〇・〇二号を削る。

別表第七〇・一九号中「パロティニ」を削る。

別表第七一類の注3中(i)を削り、(k)を(i)とし、同注3(1)中「第六八・〇五号」を削り、同注3中(1)を(k)とし、(m)を(l)とし、(n)を(m)とし、(o)を(n)とし、(p)を(o)とし、同注3(q)中「こえる」を「超える」に改め、同注3中(q)を(p)とし、同注5中「焼結したものを含む」を「焼結したもの及び金属間化合物を含む」に改める。

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二五六

別表第一五部の注1(b)中「第三六・〇七号」を「第三六・〇八号」に改め、同注2の第一文(c)中「第三六・一二号」を削り、「に掲げる物品」の下に「並びに第三六・〇六号の卑金属製の縁及び鏡」を加え、同注2の第二文中「及び第七四・一三三号」を削り、同注3(a)を削り、同注3(b)中「その他の」を削り、同注3中(b)を(a)とし、(c)を(b)とし、同注3(d)中「及び溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く。を含む)」を、溶融により製造した金属の不均質な混合物(サーメットを除く。及び金属間化合物を含む)に改め、同注3中(d)を(c)とする。

別表第七三類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七三・二八号及び第七三・三三九号は欠番である。

別表第七三・二七号中「製造したものに限る。」の下に「及び鉄鋼製のエキスパンデッドメタル」を加える。

別表第七三・二八号を削る。

別表第七三・三三三号中「並びに鉄鋼製のねじ」を、「ねじ」に、「座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む。)」に改める。

別表第七三・三四号中「及びカールグリップ」を、「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。

別表第七三・三八号を次のように改める。

七三・三八

通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。並びに鉄鋼のウール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品)

- 一 ウール及びびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品
- 二 その他のもの

二〇%
一五%

別表第七三・三九号を削る。

別表第七四類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七四・〇九号及び第七四・一二号から第七四・一四号までは欠番である。

別表第七四・〇九号を削る。

別表第七四・一一号を次のように改める。

七四・一一

ワイヤクロス、ワイヤグリル、網その他これらに類する物品(エンドレスのものを含むものとし、鋼の線を用いて製造したものに限る。及び鋼製のエキスパンデッドメタル)

- 一 エキスパンデッドメタル
- 二 その他のもの

二〇%

(一) 機械用のもの(エンドレスのものに限る。)

一五%
二〇%

別表第七四・一二号から第七四・一四号までを削る。

別表第七四・一五号を次のように改める。

七四・一五

鋼製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(鋼製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに鋼製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーナスタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)、ねじ(スクリーナスタッド及びスクリーナリングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに鋼製の座金(ばね座金を含む。))

- 一 くぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう
- 二 貴金属をめつきしたもの
- 三 その他のもの
- 四 その他のもの

四〇%
二〇%
二〇%

別表第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九

その他の銅製品
一 貯蔵タンクその他これに類する容器(圧縮ガス用又は液化ガス用のもの及び機械装置又は加熱若しくは冷却の装置を有するものを除く)とともに、内容積が三〇〇リットルを超えるものに限るものとし、内張りしてあるか、又は熱絶縁をしてあるかどうかを問わない。

- 二 その他のもの
- 三 貴金属をめつきしたもの
- 四 その他のもの

二〇%
四〇%
二〇%

別表第七六類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七六・一三三号及び第七六・一四四号は欠番である。

別表第七六・一三三号及び第七六・一四四号を削る。

別表第七七類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七七・〇三三号は欠番である。

別表第七七・〇二二号中「削りくぎ」の下に「並びにその他のマグネシウム製品」を加える。

別表第七七・〇三号を削る。

別表第七九類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第七九・〇五号は欠番である。

別表第七九・〇五号を削る。

別表第七九・〇六号を次のように改める。

七九・〇六 その他の亜鉛製品

一 とい、ルーフキャッピング、窓わくその他加工した建築用材料

二 その他のもの

一五%
二〇%

別表第八二類の注中3を削り、4を3とし、同備考1を削り、同備考2を同備考1とし、同備考に次のように加える。

2 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八二・一〇号は欠番である。

別表第八二・一〇号を次のように改める。

八二・〇九

ナイフ（この歯状の刃を有するもの及び剪定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。）及びその刃

一 ナイフ

（一）貴金属をめつきた金属、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

（二）その他のもの

二 ナイフの刃

四〇%
二〇%
二〇%

別表第八二・一〇号を削る。

別表第八三類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八三・一〇号及び第八三・一二号は欠番である。

別表第八三・〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金属製の類縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第八三・〇九号中「ふたまたりベットの」の下に「並びに卑金属製のビーズ及びスパングル」を加える。

別表第八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一六部の注1(a)中「機械用のワッシャーその他の」を「機械用又はその他の工業用の」に改め、同注1(b)中「工業用の」を「その他の工業用の」に改め、同注1(c)中「たとえば」を「例えば」に改め、同注1(d)中「たとえば」を「例えば」に、「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第八四類の備考に次のように加える。

3 関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八四・〇四号は欠番である。

別表第八四・〇四号を削る。

別表第八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

別表第八四・五二号中「二 その他のもの」

二 その他のもの

（一）金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）

（二）その他のもの

一五%
一五%
に改める。

別表第八五・一一号を次のように改める。

八五・一一

電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器

一 電気炉、電磁誘導式又は誘電式の加熱機器及びこれらの部分品

二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品

三 その他のもの

一五%
一五%
一五%

別表第八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を「並びにアーク燈」に改める。

別表第八五・二二号を次のように改める。

八五・二二

熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス

一 熱電子管

二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオード

三 その他のもの

三〇%
一五%
一五%

別表第一七部の注2(四)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改める。

別表第八六類に備考として次のように加える。

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二五八

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第八六・〇一号は欠番である。

別表第八六・〇一号を削る。

別表第八六・〇三号中「鉄道用機関車」の下に「及び炭水車」を加える。

別表第八七・一一号から第八七・一三号までを次のように改める。

八七・一一

身体障害者用又は病人用の車両(原動機その他の機械式駆動機構を有するかどうかを問わない。)

一〇%

八七・一二

部分品及び附属品(第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。)

一〇%

一 病人用又は身体障害者用の車両(機械式駆動機構を有するものを除く。)

一〇%

二 その他のもの

二〇%

八七・一三

うば車及びその部分品

二〇%

別表第八九・〇三号中「浮きドック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第一八部の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九〇類の注1(イ)中「第八三・一二号」を「第八三・〇六号」に改め、同注1(1)中「たとえば」を「例えば」に改める。

別表第九〇・〇七号を次のように改める。

九〇・〇七

写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球(第八五・二〇号の放電燈を除く。)

一五%

一 写真機(暗箱を含む。)

(一) 顕微鏡用又は航空機用のもの

一五%

(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

三〇%

(三) その他のもの

三〇%

二 写真機の部分品及び附属品

三〇%

三 写真用のせん光電球

二〇%

四 その他のもの

三〇%

別表第九〇・一三号中「該当するものを除く。」の下に「及びレーザー(レーザーダイオードを除く。)」を加える。

別表第九二類の表題中「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九二類の注1(イ)中「第九六・〇二号」を「第九六・〇一号」に改め、同注1(イ)中「たとえば」を「例えば」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九二・〇九号は欠番である。

別表第九二・〇九号を削る。

別表第九二・一〇号中「を含むものとし、弦を除く」を「を含む」に改める。

別表第九二・一一号中「及び音声再生機」を「又は音声再生機」に、「磁気式の記録機及び」を「記録機又は」に改める。

別表第九五類の注中(b)を削り、(c)を(b)とし、(d)を(c)とし、(e)を(d)とし、(f)を(e)とし、(g)を(f)とし、(h)を(g)とし、(i)を(h)とし、(j)を(i)とし、(k)を(j)とし、(l)を(k)とし、(m)を(l)とし、(n)を(m)とし、同注を同注1とし、同注に次のように加える。

2 第九五・〇八号において「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料」とは、次の物品をいう。

(a) コロゾ、ドームナットその他彫刻用又は細工用の種、殻、ナットその他これらに類する植物性材料

(b) 黒玉(鉱物性の黒玉類似品を含む)並びにこはく及び海泡石(凝結したものを含む)。

別表第九五類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九五・〇一号から第九五・〇四号まで、第九五・〇六号及び第九五・〇七号は欠番である。

別表第九五・〇一号から第九五・〇四号までを削る。

別表第九五・〇五号を次のように改める。

九五・〇五

かめの甲、真珠光沢を有する貝殻、アイボリー、骨、角、さんご(凝結したものを含む)その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料の加工品及び製品

三〇%

一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品(べつこう、ぞうげ又はさんごのものに限る。)

二 その他のもの

四〇%

(一) べつこう、ぞうげ又はさんごのもの

(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの

無税

A ボタンの製造に適する形状にしたもの

二〇%

B その他のもの

二〇%

別表第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。

別表第九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」に改める。

別表第九六類の表題中「羽毛製ダスター」を削る。

別表第九六類の注2中「第九六・〇三号」を「第九六・〇一号」に、「ふさ状」を「房状」に改め、同類に備考として次のように加える。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九六・〇二号から第九六・〇四号までは欠番である。

別表第九六・〇一号を次のように改める。

九六・〇一

ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）並びにその他のほうき及びブラシ（機械の部分品として使用するブラシを含む。）並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー（ローラー・スクイージーを除く。）及びモップ

一 ほうき及びブラシ（小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。）

五%

二 その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ

（一）貴金属をめつきた金属、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの

四〇%

（二）その他のもの

A 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆

B 機械の部分品として使用するブラシ

C その他のもの

三 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品

一〇%

別表第九六・〇二号から第九六・〇四号までを削る。

備考

関税協力理事会昭和五十一年勧告に伴い、この類における第九八・一三号は欠番である。

別表第九八・一三号を削る。

別表の付表中「附表 簡易税率表」を「附表 簡易税率表（第三条の二関係）」に改める。

一	アルコール飲料 (1) ウイスキー（バーボンウイスキーを除く。）	第二二・〇九号の（一）
A	一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超	

えるもの

B 一リットルの課税価格が一、二〇〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの

一リットルにつき二、〇〇〇円

C 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの

一リットルにつき三、六〇〇円

D その他のもの

一リットルにつき一、九〇〇円

(2) バーボンウイスキー

A 一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの

一リットルにつき三、三〇〇円

B その他のもの

一リットルにつき一、六〇〇円

(3) ブランデー（コニャックを含む。）

A 一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの

一リットルにつき三二、八〇〇円

B 一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超え、一〇、〇〇〇円以下のもの

一リットルにつき二二、二〇〇円

C 一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超え、七、〇〇〇円以下のもの

一リットルにつき一五、〇〇〇円

D 一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超

一リットルにつき一五、〇〇〇円

第二二・〇九号の（一）

第二二・〇九号の（二）

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二六〇

別表の付表第四号の第四欄中「第九五・〇一号の一、第九五・〇三号の一又は第九五・〇五号の

え、五、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき一〇、九〇〇円	
E 一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超え、二、八〇〇円以下のもの	一リットルにつき六、四〇〇円	
F 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、五〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、九〇〇円	
G その他のもの	一リットルにつき二、一〇〇円	
(4) その他のもの A シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットルにつき一、三〇〇円	第三二・〇五号の一
B ぶどう酒(ベルモットを含む。)	一リットルにつき八〇〇円	第三二・〇五号の二又は第三二・〇六号
C ジン、ラム、ウォッカ又はリキュール	一リットルにつき九〇〇円	第三二・〇九号の一の(四)若しくは(四)又は二の(一)
D ビール	一リットルにつき一七一元	第三二・〇三号
E その他のもの	一リットルにつき一五〇円	第三二・〇四号、第三二・〇七号、第三二・〇八号又は第三二・〇九号の一の(四)若しくは二の(一)若しくは三

一「を」第九五・〇五号の二の(一)に改める。
(関稅暫定措置法の一部改正)

第二条 関稅暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十四年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

5 別表第一の三に掲げる物品で昭和五十四年三月三十一日までに輸入されるものに課する関稅の率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれ同表に定める稅率とする。
第三条から第六条までの規定中「昭和五十年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改める。

第七条第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の(1)に掲げる原油 四百四十円
二 別表第一第二七・〇九号の(2)に掲げる原油 五百三十円

第七条第四項及び第七條の二第二項中「六百二十円」を「五百三十円」に改める。
第七條の三第一項中「一キロリットルにつき六百二十円の割合」を「次の各号に掲げる区分に応じ、一キロリットルにつき、当該各号に掲げる割合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 別表第一第二七・〇九号の(1)に掲げる原油 四百四十円
二 別表第一第二七・〇九号の(2)に掲げる原油 五百三十円

第七條の三第三項中「六百二十円」を「五百三十円」に改める。
第七條の四第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に改め、同項第三号中「第一七・〇二号の二」を「第一七・〇二号の(一)」に改め、同項第三号中「第一七・〇二号の(一)」を「第一七・〇二号の(二)」に改め、同項第三号の(二)のB又は同項第三号の(二)のBに「第一七・〇二号の(一)」を「第一七・〇二号の(二)」に改める。

第七條の五第一項中「昭和五十三年三月三十一日」を「昭和五十六年三月三十一日」に、「別表第一の三」を「別表第一の四」に改める。

第八條第一項中「五百円」を「四百二十円」に改める。

第八條の二第一項第三号中「第二條第一項の稅率の適用があるものについては、別表第一」を「第二條第一項又は第五項の稅率の適用があるものについては、別表第一又は別表第一の三」に改める。

第八條の三中「第八條の六第三項」を「第八條の六第四項」に改める。

第八條の六第一項中「又は第八條の二第二項」を「第五項又は第八條の二第二項に改め、同条第二項中「又は第三項」を「若しくは第三項の規定の適用を受ける物品(以下「五分の一輕減稅率適用物品」という。)(又は同条第五項に「又は第二項の規定及び同条第三項」を「若しくは第二項の規定及び同条第三項の規定又は同条第五項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二條第五項の規定の適用が停止されたことにより同項の規定の適用を受けた物品が五分の一輕減稅率適用物品となつた場合における前項の規定の適用については、同項中「重大な損害」とあるのは「相当な損害」と、「國民經濟上」とあるのは「当該産業を保護するため」とあるのは、「國

民経済上」とあるのは「当該産業を保護するため」とする。

別表第一第一〇五・一五号中「七 その他のもの」を「八 その他のもの」に、「六 乾燥した血」を「七 乾燥した血」に改める。

別表第一第一一一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一〇・〇六号に該当する米」に改める。

別表第一第一一一・〇三号を削る。

別表第一第一一一・〇二号の次に次の一号を加える。

一一・〇四

豆(第一〇七・〇五号に該当するものに限る。)又は果実(第八類に該当するものに限る。)の粉並びにサゴヤしの髓又は第一〇七・〇六号に該当する根若しくは塊茎の粉及びミール

二〇%

一 豆の粉

別表第一第一一一・〇七号中「一〇%」を「五%」に、「二〇%」を「三〇%」に改める。

別表第一第一一一・〇八号を次のように改める。

一一・〇八

チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもの、いつてないものに限る。)及びローカストビーン(生鮮又は乾燥のもの、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。)並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの

五%

五 その他のもの

別表第一第一一四・〇五号中「三 その他のものうち」を「五 その他のものうち」に改める。

別表第一第一一七・〇一から第一一七・〇三号までを次のように改める。

一七・〇一

てん菜糖及び甘しや糖(固体のものに限る。)

二 その他のもの

(一) その他のもの

B その他のもの

一キログラムにつき五七円

一七・〇二

その他の糖類(固体のものに限る。)並びに糖水(香味料又は着色料を加えたものを除く。)、人造はちみつ(天然はちみつを混合してあるかどうかを問わない。)及びカラメル

八 その他のもの

(一) その他のもの

B その他のものうち

ハイ・テスト・モラセス(グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の

製造に使用するものに限る。)

一七・〇三

糖みつ

二 その他のもの

(一) 糖分をしょ糖として計算した重量が全重量の六〇%以下のもの

B その他のものうち

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

(二) その他のもの

B その他のものうち

グルタミン酸及びその塩、酵母、リシン、五リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

五%

別表第一第一一九・〇二号を次のように改める。

一九・〇二

麦芽エキスを及ぶ穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、食餌療法用又は料理用の調製品(コリアを含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)

二 その他のもの

(一) その他のものうち

ケーキミックス以外のもの

別表第一第一二七・〇九号及び第二七・一〇号を次のように改める。

二七・〇九

石油及び歴青油(原油に限る。)

(1) 温度一五度における比重が〇・八七五七以上のもののうち、石油の安定的な供給の確保を図るため特に必要があるものとして政令で定めるもの

(2) その他のもの

一キロリットルにつき五三〇円
一キロリットルにつき六四〇円

二七・一〇

石油及び歴青油(原油を除く。)並びに石油又は歴青油の調製品(調製品にあつては、石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分をなすものに限るものとし、他の号に該当するものを除く。)

一 石油及び歴青油(石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%に満たないものを含む。)

(一) 揮発油	
A 低重合度の混合アルキレンのうち トリプロピレン	無税
B 政令で定める分留性状の試験方法による減失 量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出 温度との温度差が二度以内のもの(Aに掲げ るものを除く。)	一〇%
C その他のもの	
(b) その他のもののうち	
(1) 政令で定める石油化学製品の製造に使用 するもの、アンモニアの製造に使用する もの及びガス事業法第二条第二項に規定 する一般ガス事業者がガスの製造に使用 するもの	一キロリットルに つき二二五円
(2) 燃料用のもの(政令で定めるところによ り使用されるものに限る。)	一キロリットルに つき一、〇七五円
(二) 燈油	
B その他のもの	一キロリットルに つき一、〇一〇円
(四) 重油及び粗油	
A 温度一五度における比重が〇・九〇三七以下 のもの	一キロリットルに つき六四〇円
(1) 製油の原料として使用されるもの(これら の物品を原料とする製油が関税法第五六条 第一項(保税工場の許可)に規定する保税作 業により行われた場合の製品で、同法第五 九条の二第一項(原料課税)の税関長の承認 を受けたものを含む。以下この号において 同じ。)	一キロリットルに つき六四〇円
(2) その他のもの	
(i) 温度一五度における比重が〇・八三以上 で引火点が温度二三〇度以下のもの(本 邦に到着した時においてこれらの性質を 有するもの又は政令で定めるところによ り本邦に到着した石油製品に他の石油製 品を混合して得られたものでこれらの性	七・五%
(三) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下 のもの	七・五%
(i) 温度一五度における比重が〇・九〇三七を超 え、〇・九二七三以下のもの	一キロリットルに つき七三〇円
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルに つき二、二八〇円
(2) その他のもの	
(i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルに つき六四〇円
(ii) その他のもの	一キロリットルに つき七三〇円
C 温度一五度における比重が〇・九二七三を超 えるもの	一キロリットルに つき二、二八〇円
(1) 製油の原料として使用されるもの	一キロリットルに つき六四〇円
(2) その他のもの	
(i) 共通の限度数量以内のもの	一キロリットルに つき六四〇円
(ii) その他のもの	一キロリットルに つき六六〇円
(iii) その他のもの	一キロリットルに つき二、二八〇円
(四) 潤滑油(流動パラフィンを含む。)	
A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下 のもの	七・五%

B その他のものうち 流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防錆油 その他主として潤滑の用に供しない油 (内) その他のもの 二 石油又は歴青油の調製品（一に掲げるものを除く。） (二) その他のもの A 温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの 七・五%	別表第二二七・一八号を次のように改める。 別表第二二八・一一号を削る。 別表第二二八・〇四号の次に次の一号を加える。 二八・二三 その他の無機酸及び非金属酸化物 二 非金属酸化物 (一) 三酸化ヒ素 別表第二二八・一八号を次のように改める。 二八・一八 マグネシウム、水酸化物及び過酸化物並びにストロンチウム又はバリウムの酸化物、水酸化物及び過酸化物 一 水酸化バリウム 一〇%	別表第二二八・二八号中「五」その他のもののうちを「六」その他のもののうち」に、「四」水酸化リチウムを「五」水酸化リチウムに改める。 別表第二二八・三〇号を次のように改める。 二八・三〇 塩化物、オキシ塩化物、ヒドロオキシ塩化物、臭化物、オキシ臭化物、よう化物及びオキシよう化物 一 塩化物、オキシ塩化物及びヒドロオキシ塩化物 (二) 塩化亜鉛、塩化バリウム及び塩化水銀のうち 塩化亜鉛及び塩化バリウム 一〇%	別表第二二八・三二号を次のように改める。 二八・三二 塩素酸塩、過塩素酸塩、臭素酸塩、過臭素酸塩、よう素酸塩及び過よう素酸塩 一 塩素酸塩及び過塩素酸塩 (二) その他のもの 七・五%	別表第二二八・五六号中「炭化けい素、炭化ほう素、金属炭化物その他の炭化物」を「炭化物（化学的に単一であるかどうかを問わない）」に改める。 別表第二二九・四〇号を削る。 別表第二三三・〇九号中「その他の着色料」の下に、並びにこの類の注4に規定する溶液を加え 七・五%	昭和五十三年二月二十八日 衆議院会議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
---	---	---	---	--	--

る。 別表第二三三・〇一 精油（コンクリートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかどうかを問わない）、レジノイド、精油のコンセントレート（冷収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物 一 精油 (一) ゲラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリ油、ベチベル油及び芳油のうち (1) レモングラス油 (2) パチュリ油及びベチベル油 (3) その他のもの（ラベンダー油を除く。） (二) その他のものうち (1) ペパーミント油でメンタルペンシスから採取したもの（政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるものに限り。） (i) 当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量以内のもの (ii) その他のもの (iii) その他のもの（ペパーミント油でメンタルペンシスから採取したものを除く。） 二 精油のコンセントレート 別表第二三三・〇三号を削る。 別表第二三三・〇六号中「化粧品類」の下に「並びに精油のアキニアスチレート及びアキニアスチレーション（医薬用に適するものを含む）」を加え、「(一) その他のもの」を「(二) その他のもの」に改める。 別表第二三五・〇五号の次に次の一号を加える。 三五・〇七 酵素及び調製した酵素（他の号に該当するものを除く。） 二 その他のもの 別表第二三七・〇六号を削る。 別表第二三七・〇七号を次のように改める。 三七・〇七 映画用フィルム（露光し、かつ、現像したものに限るものとし、サウンドトラックを有するか、又はサウンドト 一〇%	無税 三% 五% 無税 一五% 五% 一〇%	無税 一〇%	無税 一〇%	無税 一〇%	昭和五十三年二月二十八日 衆議院会議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書
---	---	----------------------	----------------------	----------------------	--

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二六四

ラックのみであるかどうかを問わない。 一 ニュース用のもの (二) その他のもの A サウンドトラックフィルムのうち フィルム幅が三五ミリメートルのもの B その他のもの	一米ートルにつき 一五円	二 その他のもの (一) フィルム幅が一〇ミリメートルを超え、三〇 ミリメートル以下のもの B その他のもの	一米ートルにつき 二二五〇銭	(三) フィルム幅が三〇ミリメートルを超え、四〇 ミリメートル以下のもの A サウンドトラックフィルムのうち フィルム幅が三五ミリメートルのもの B その他のもの	一米ートルにつき 一五円 一米ートルにつき 一五円	別表第一第三八・〇三を次のように改める。 三八・〇三 活性炭及び活性化した天然の鉱物性生産品並びに炭炭 (炭炭を含む) 一 活性炭	一〇%	別表第一第三八・一一号を次のように改める。 三八・一一 消毒剤、殺虫剤、殺菌剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、 植物生長調整剤その他これらに類する物品(小売用の形 状又は包装にしたもの、製剤にしたもの並びに硫酸を含 ませた帯、しん及びろうそく、はえ取り紙その他の製品 にしたものに限る。) 一 小売用の形状又は包装にしたもののうち 植物生長調整剤以外のもの	一〇%	別表第一第三八・一九号中「一〇 その他のもののうち」を「一一 その他のもののうち」に改め る。 別表第一第三九・〇七号を次のように改める。 三九・〇七 第三九・〇一から第三九・〇六号までに掲げる物品の 製品 二 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又は うちわの骨又は柄の部分品	一〇%
--	-----------------	---	-------------------	---	------------------------------------	--	-----	--	-----	---	-----

四 その他のもの (一) 第三九・〇一又は第三九・〇二号に掲げる物 品の製品 (二) その他のもの (1) 第三九・〇三号の二の四に該当するハムケ ーシングその他これに類する物品(管状のもの に限る。)の製品 (i) 平らにした幅が九〇ミリメートル以上のも の (ii) その他のもの (2) その他のもの	無税 五% 一〇%	別表第一第四一・〇五号を次のように改める。 四一・〇五 その他の草(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当 するものを除く。) 二 その他のもの (一) 豚革 A 染色し、着色し又は模様付けしたもの B その他のもの	一〇% 七・五%	別表第一第四四・〇五号の次に次の一号を加える。 四四・〇五 木製のくい(割り又は端をとがせたものに限るものと し、縦にひいたものを除く。)及びたが材並びにチップ ウッド、引抜材、チップ状又は小片状のバルブウッド及 び食酢製造用又は液体清澄用に適するウッドシェーピン グ並びに木製の棒(つえ、かさの柄、工具の柄その他こ れらに類する物品の製造に適するもので、荒削りしたも のに限るものとし、ろくろがけ、曲げその他の加工をし たものを除く。) 二 引抜材	七・五%	別表第一第四四・一一号を削る。 別表第一第四四・二八号を次のように改める。 四四・二八 その他の木製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又は うちわの骨又は柄の部分品 (一) 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、 貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつ こうを用いたもの (二) その他のもの A 紅木、したん、こくたん又はびやくだんを用	一五%
---	-----------------	--	-------------	--	------	--	-----

いたもの B その他のもの 三 はき物用の木くぎ 五 その他のもの (一) かりん、つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しまこくたんを除く。)のもの (二) その他のもの 一〇% 一〇% 七・五% 一二・五% 一〇%	別表第一第四六・〇一号を削る。 別表第一第四六・〇二号及び第四六・〇三号を次のように改める。 四六・〇二 さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織った物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらつと 一 ばつかんさなだ 三 その他のもの (二) その他のものうち さなだその他これに類する組物材料の物品以外のもの 四六・〇三 かご細工物、枝条細工物その他の組物材料の製品(直接造形したものに限る。)及び第四六・〇二号に該当する物品の製品並びにへちま製品 一 扇子、うちわ、これらの骨及び柄並びに扇子又はうちわの骨又は柄の部分品 二 その他のもの (一) 人造プラスチック製のもの 七・五% 一〇% 一五%	別表第一第四八・〇二号を削る。 別表第一第四八・〇一号の次に次の一号を加える。 四八・〇一 紙及び板紙(セルロースウォッピングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。) 一 手すきのもの 七・五%	別表第一第四八・〇七号を次のように改める。 四八・〇七 紙及び板紙(ロール状又はシート状のもので、塗布し、しみ込ませ、表面に着色し若しくは模様付けし、又は印刷したもの(第四九類に該当する印刷物を除く。)に限る。) 二 その他のもの (一) アートペーパー 一〇%	(四) 接着剤を塗布した接着性の物品 (四) その他のもの 別表第一第四八・一六号を次のように改める。 四八・一六 紙製又は板紙製の書類、レタートレイその他これらに類する物品で事務用のもの及び箱、袋その他の包装容器 三 その他のもの 七・五% 一〇% 一三%	別表第一第五〇・〇七号を次のように改める。 五〇・〇七 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸(小売用の糸に限る。)並びに天然でぐす及び絹製のカットガット 一 絹糸、絹紡糸及び絹紡糸 別表第一第五〇・〇九号を削る。 五〇・〇九 絹織物 二 絹ノイル織物 (二) その他のもの 人造絹織物の長繊維の糸(小売用の糸を除く。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二〇% 七・五% 七・五% 七・五%	別表第一第五一・〇四号を次のように改める。 五一・〇四 人造絹織物の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。) 一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のものうち (1) ナイロン繊維、ポリアクリロニトリル繊維、ポリエステル繊維、ポリプロピレン繊維、ポリ塩化ビニリデン繊維又はビニロン繊維(以下この号及び第五六・〇七号において「ナイロン繊維等」という。)のみから成るもの並びにこれらの繊維及びアセテート繊維のみから成るもの 一〇%
--	--	---	---	---	---	--

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二六六

(2) ナイロン纖維等以外の合成纖維のみから成るもの並びにナイロン纖維等以外の合成纖維及びアセテート纖維のみから成るもの(アセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート纖維のものを除く。) 二〇% その他のもの 七・五% (一) その他のもの	に該当する物品並びに加工した羽軸及び羽茎を除く。) うち 羽毛製ダスター以外のもの 一〇% 人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。並びに羊毛その他の獸毛及びその他の紡織用纖維材料(かつらその他のこれに類する物品の製作用に調製したものに限る。) 二 獸毛 五% 三 その他のもの 一〇%
別表第一第五三・一一号を次のように改める。 毛織物(羊毛製又は織獸毛製のものに限る。) 二 一平方メートルの重量が二〇〇グラムを超えるもの 一五%(その事が一平方メートルにつき二五〇円の従量税率より低いときは、当該従量税率) 一〇%	別表第一第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「付けひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。 別表第一第六七・〇五号を削る。 別表第一第七〇・一九号中「(パロティニ)」を削る。 別表第一第七三・三三号中「並びに鉄鋼製のねじ」を、「ねじに、座金及びばね座金」を「その他これらに類する物品並びに鉄鋼製の座金(ばね座金を含む。)」に改める。 別表第一第七三・三四号中「及びカールグリップ」を「カールグリップその他これらに類する物品」に改める。
別表第一第五六・〇七号を次のように改める。 五六・〇七 人造纖維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成纖維又はアセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの纖維のもの (一) その他のもの (1) ナイロン纖維等のみから成るもの並びにこれらの纖維及びアセテート纖維のみから成るもの 一〇% (2) ナイロン纖維等以外の合成纖維のみから成るもの並びにナイロン纖維等以外の合成纖維及びアセテート纖維のみから成るもの(アセテート纖維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がアセテート纖維のものを除く。) 二〇%	別表第一第七三・三八号を次のように改める。 七三・三八 通常家庭用に供する物品、室内衛生用品及びこれらの部分品(鉄鋼製のものに限る。並びに鉄鋼のワール及び鉄鋼製のびん洗い、ポリッシングパッドその他これらに類する物品 二 その他のもの 七・五%
別表第一第六一・〇八号を削る。 別表第一第六七・〇一号を次のように改める。 六七・〇一 羽毛皮及びその他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分、鳥のわた毛並びにこれらの製品(第〇五・〇七号	別表第一第七四・一四号を削る。 別表第一第七四・〇七号の次に次の一号を加える。 七四・一五 銅製のくぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう(銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。並びに銅製のボルト及びナット(ボルトエンド及びスクリーニースタッドを含むものとし、ねじを切つてあるかどうかを問わない。)、ねじ(スクリーニースタッド及びスクリーニングを含む。)、リベット、コッター、コッターピンその他これらに類する物品並びに銅製の座金(ばね座金を含む。) 一 くぎ、びよう、またくぎ、かぎくぎ、かすがい、飾りくぎ、スパイク及び画びよう (一) 貴金屬をめつきたもの 二〇%

別表第一第七四・一九号を次のように改める。

七四・一九 その他の銅製品

二 その他のもの

(一) 貴金属をめつしたもののうち

(二) その他のもののうち

エンドレス帯（フィルム用又ははく用の製膜機に使用するものに限る。）以外のもの

一〇%

別表第一第七六・〇一号を次のように改める。

七六・〇一 アルミニウムの塊及びくず

一塊

(一) アルミニウム（合金を除く。）のもの

当該年度における国内需要見込数量から国内生産見込数量を控除した数量を基準とし、国際市況その他の条件を勘案して政令で定める数量（以下この号において「共通の限度数量」という。）以内のもの

(二) アルミニウム合金のもの

共通の限度数量以内のもの

五・五%

二くず

無税

別表第一第七八・〇一号中「八九四六二銭」を「一二二四六四銭」に、「九五五円」を「一三〇円」に、「九七円」を「一三三円」に、「一〇五円」を「一四〇円」に改める。

別表第一第八二・〇九号を次のように改める。

八二・〇九 ナイフ

（一）この歯状の刃を有するもの及び刃定ナイフを含み、刃を付けたものに限るものとし、第八二・〇六号に該当するものを除く。及びその刃

一 ナイフ

(二) その他のもの

九%

別表第一第八三・〇六号中「室内装飾品」の下に「並びに卑金属製の額縁その他これに類する縁及び鏡」を加える。

別表第一第八三・〇七号の次に次の一号を加える。

八三・〇九

卑金属製の留金、留金付きフレーム、バックル、フック、アイその他これらに類する物品（衣類、旅行用具、ハンドバッグその他の紡織用繊維製品又は革製品に通常用いるものに限る。）並びに卑金属製の管リベット及びふたまたリベット並びに卑金属製のビーズ及びスパングル

二〇%

別表第一第八三・一〇号及び第八三・一二号を削る。

別表第一第八四・〇五号中「ボイラー付きのものを除く」を「ボイラー付きのものであるかどうかを問わない」に改める。

を問わない」に改める。

別表第一第八四・五二号中

二 その他のもののうち 電子式簿記会計機以外のもの

七・五%」を

「二 その他のもの

(一) 金銭登録機（電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電氣的に接続して作動する機能を有し、かつ、独立して作動する機能を有するものに限る。）

二二・五%

に改める。

(二) その他のもののうち

電子式簿記会計機以外のもの

七・五%」

別表第一第八五・二〇号中「アーク燈並びに写真用せん光電球」を並びにアーク燈に改める。

別表第一第八五・二二号中「圧電気結晶素子」の下に「発光ダイオード」を、「集積回路」の下に「並びに発光ダイオード」を加える。

別表第一第八七・一二号を次のように改める。

八七・一二 部分品及び附属品（第八七・〇九号、第八七・一〇号又は第八七・一一号に該当する物品に用いるものに限る。）

二 その他のもの

一〇%

別表第一第八九・〇三号中「浮きどック」の下に「並びに浮上式又は潜水式の掘削用若しくは生産用のプラットフォーム」を加える。

別表第一八九・〇七号を次のように改める。

九〇・〇七

写真機並びに写真用のせん光器具及びせん光電球（第八五・二〇号の放電燈を除く。）

一 写真機（暗箱を含む。）

(二) 製版用、エックス線用、書類複写用又は医療用のもの

(三) その他のもの

二 写真機の部分品及び附属品

三 写真用のせん光電球

四 その他のもの

七・五%

七・五%

七・五%

一〇%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

七・五%

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二六八

はさんごのものに限る。	一五%
二 その他のもの	
(一) べつこう、ぞうげ又ははさんごのもののうちぞうげのもの	二〇%
(二) 真珠光沢を有する貝殻のもの	一〇%
B その他のもの	一〇%
(三) その他のもの	一〇%

別表第一第九五・〇六号及び第九五・〇七号を削る。	
別表第一九五・〇八号中「成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」を「植物性又は鉱物性の彫刻用若しくは細工用の材料の加工品及び製品並びに成形品、彫刻品及び細工品(ろう)」に改める。	
別表第一九五・〇八号の次に次の一号を加える。	
九六・〇一	
ほうき及びブラシ(小枝その他の植物性材料を単に結束したものに限るとともに、植付けのものを除くものとし、柄を有するかどうかを問わない。)並びにその他のほうき及びブラシ(機械の部分品として使用するブラシを含む。)並びにほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品並びにペイントローラー、スクイージー(ローラースクイージーを除く。)及びモップ	
二 その他のほうき及びブラシ並びにペイントローラー、スクイージー及びモップ	
(一) その他のもの	
A 歯ブラシ、ひげそり用ブラシ、ヘアブラシ、口紅用の筆その他化粧用のブラシ及び筆	一〇%
B 機械の部分品として使用するブラシ	七・五%
C その他のもの	一〇%
三 ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状に取りそろえた物品	五%

別表第一第九六・〇二号及び第九六・〇三号を削る。	
別表第一の二第三号中「第一五・〇九号又は第一五・一三三号」を「第一五・一三三号又は第一五・一五号」に改める。	
別表第一の二第四号中「同表第一九・〇二号」を「同表第一九・〇二号の二」に改める。	
別表第一の二第七号中「第三九・〇七号の二」を「第三九・〇七号の四」に改める。	
別表第一の二第九号を次のように改める。	
九 関稅率表第四四・〇二号から第四四・〇五号まで、第四四・〇九号、第四四・一二号から第四四・一九号まで、第四四・二二号の一又は第四四・二八号の三若しくは五の(二)に掲げる物品	
別表第一の二第十四号中、第八三・〇九号の一又は第八三・一〇号の「一」を「又は第八三・〇九号の二」に改める。	
別表第一の二第十五号中「第八四・五二号の二」の下に「若しくは二の(二)」を加え、「又はこれらを	

關稅定率法 別表の番号	品 名	税 率
〇二・〇二	家さん(鶏、あひる、がちょう、七面鳥及びほろほろ鳥で、生きていないものに限る。)及びその食用のくず肉(生鮮、冷蔵又は冷凍のものに限るものとし、くず肉にあつては、肝臓を除く。)のうち 鶏及び七面鳥以外のもの	一六%
〇三・〇二	魚(塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)及びくん製の魚(くん製の前に又はくん製の際に加熱による調理をしてあるかどうかを問わない。)	一六%
〇三・〇三	一 魚卵のうち にしん(クルマエビ属の魚)のもの(こんぶかずのこを除く。)	二二%
〇九・〇一	甲殻類及び軟体動物(殻付きであるかどうかを問わないものとし、生きていないものにあつては、生鮮、冷蔵、冷凍、塩蔵、塩水づけ又は乾燥のものに限る。)並びに単に水煮した殻付きの甲殻類	四%
〇九・〇二	一 えび	
二〇・〇四	(一) 生きてゐるもの及び生鮮、冷蔵又は冷凍のもの コーヒー(いつてあるか、又はカフェインを除いてあるかどうかを問わない。)、コーヒー豆の殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物 一 コーヒー (二) その他のもの	二〇%
	茶 一 紅茶 (一) 小売容器入りのもの 砂糖で調製した果実、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたもの	二〇%

構成する機器」を「若しくはこれらを構成する機器又は金銭登録機(第八四・五二号の二の(一)に掲げるものに限る。)」に改める。
 別表第一の二第十七号中「第九六・〇二号の二の(一)若しくは(二)」を「第九六・〇二号の二の(一)のA若しくはC」に改める。
 別表第一の三第三十二号中「第八七・一二号」を「第八七・一二号の二」に改める。
 別表第一の三第三十四号中「及び」を「又は」に改める。
 別表第一の三を別表第一の四とし、別表第一の二の次に次の一表を加える。
 別表第一の三 特別軽減關稅率表(第二條、第八條の二關係)

二一・〇七	に限り。のうち マロングラッセ 果汁(ぶどう搾汁を含む。)及び野菜ジュース(砂糖を加えてあるかどうかを問わないものとし、発酵したもの及びアルコールを含有するものを除く。) 一 果汁 (一) その他のもののうち レモンジュース(しよ糖の重量が全重量の一〇%以下のものに限り。) 二 野菜ジュース (一) 砂糖を加えたもののうち トマトジュース以外のもの (二) その他のもののうち トマトジュース以外のもの(気密容器入りのものを除く。) コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品並びにチコリーその他のコーヒ代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物 一 コーヒ、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとした調製品 (二) その他のもの A インスタントコーヒ及びインスタントティーのうち インスタントコーヒ マスタートド粉及び調製したマスタートド 一 小売容器入りのもの ソースその他の混合調味料 二 その他のもの (二) その他のもののうち グルタミン酸ソーダを主成分とするものの以外のも スーパ及びブロス(固形又は粉状のものを含む。)並びに均質混合調製食料品のうち 野菜スーパ(気密容器入りのもので、砂糖を加えてないものに限り。及び均質混合調製食料品以外のもの) 酵母(活性のものであるかどうかを問わない。)及び調製したベーキングパウダー	二二%	二二・〇五	一 酵母 (一) 活性のもの 二 ベーキングパウダー ぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したものに限り。及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの) 一 シャンパンその他のスパークリングワイン 二 その他のもののうち 容量が一五〇リットルを超える容器に入れたもの以外のもの ベルモットその他のぶどう酒(生鮮のぶどうから製造したもので、芳香性エキスにより香味を付けたものに限る。) その他の発酵酒(例えば、りんご酒、なし酒及びミード) 二 その他のもの エチルアルコール(変性してないものでアルコール分が八〇度に満たないものに限る。)及び蒸留酒、リキユールその他のアルコール飲料並びに飲料製造用の調製品(いわゆる濃縮エキス)でアルコールを含有するもの 一 エチルアルコール及び蒸留酒 (一) ウイスキー A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が二リットルに満たない容器に入れたものを除く。) バーボンウイスキー ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。 ライウイスキー ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。	二二・〇六 二二・〇七 二二・〇九	一七・五% 一七・五% 一七・五% 一七・五% 二八%
-------	---	-----	-------	---	-------------------------	---

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

その他のもの	一リットルにつき 四二・三円	三〇・〇三	六 その他のもののうち 酸化ベリリウム	無税
B その他のもの	バーボンウイスキー	二四・五%	医薬品(動物用のものを含む。)	一〇・五%
ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。	ライウイスキー	二八%	(一) 抗生物質製剤及びホルモン製剤 (二) ペニシリン又はストレプトマイシンの製剤 (三) その他のもののうち バイオマイシン、クロラムフェニコール、ジヒドロストレプトマイシン、シクロセリン、テトラサイクリン、クロルテトラサイクリン又はオキシテトラサイクリンの製剤 調製香料及び化粧品類並びに精油のアキエスデイスチレート及びアキエスソリューション(医薬用に適するものを含む。)	五%
ただし、容器には内容品が当該品目であることを表示するラベルがはり付けてあり、かつ、当該内容品が原産国の政府又は政府代行機関により真正であると証明されているものに限り。	(一) ブランデー(コニャックを含む。)	一リットルにつき 三四・三円	三三・〇六	九・五%
A アルコール分が五〇度以上のもの(容量が一リットルに満たない容器に入れたものを除く。)	B その他のもの	一リットルにつき 三八・五円 一リットルにつき 四五・五円	三四・〇一	九・五%
(二) ジン	一リットルにつき 一五・四円	三七・〇一	(三) その他のもの せつけん並びに有機界面活性剤及びその調製品(せつけんと同様の用途に供するもので、棒状又はケーキ状のもの及び成形品に限るものとし、せつけんを含有するかどうかを問わない。)	八・五%
二 リキエールその他のアルコール飲料(蒸留酒を除く。)	一リットルにつき 二五・二円	三七・〇二	一 浴用せつけん(薬用のものを含む。)	一一・五%
(一) リキエール	無税		二 その他のもの (一) カラープレート及びカラーフィルム (二) その他のもの 感光性のロール状フィルム(露光してないものに限るものとし、パーフォレーションを有するかどうかを問わない。)	九%
製造たばこ並びにたばこのエキスを及ぶエッセンス 二 たばこのエキスを及ぶエッセンス ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物			一 映画用フィルム (一) カラーフィルム A フィルムの幅が三〇ミリメートル以下のもので、反転現象方式のもの	一一・五%

一一七

	八四・〇七	八四・〇八	八四・四五
(一) 航空機用のもの アウトボードモーター	九・五%		
(二) 内燃機関の部分品のうち 航空機用のもの	六%		
ウォーターホイール、ウォータータービンその他の液体原動機			
二 その他のもの	九・五%		
その他の原動機			
一 原動機			
(一) 航空機用のもの	九・五%		
(二) その他のもの	八%		
ガスタービン			
その他のもの	一二・五%		
二 原動機の部分品			
(一) 航空機用のもの	九・五%		
(二) その他のもの	六%		
金属又は金属炭化物の加工機械(第八四・四九号又は第八四・五〇号に該当するものを除く。)			
一 工作機械			
(一) 数値制御式のもののうち			
多軸自動旋盤(六軸以下の棒材用のものを除く)、ならいフライス盤(形彫り盤を含み、フライス軸が三本以上のもの及び加工面積が一・五平方メートル以上のものに限るものとすし、ならい操作をカム式機構により行うものを除く)、平面研削盤(研削することができ長さが三、〇〇〇ミリメートルを超えるものに限るものとし、ロータリーテーブル式のものを除く)、ねじ研削盤、平歯車形削盤(ピニオン工具型のもので加工することができる直径が九〇〇ミリメートル以上のもの及びラック工具型のもので加工することができる直径が一、二〇〇ミリメートル以上のものに限る。)及び平歯車研削盤以外のもの			
(二) その他のものうち			
普通旋盤(ベッド上の振りが一、〇〇〇ミリメートル以上のものに限る。)、自動ならい旋盤、単軸自動旋盤(棒材用のものに限る。)			
八%			

	八四・五二	八四・五三
二 その他のもの		
(一) 数値制御式のもののうち		
プレス、剪断機及び鍛造機(鍛造ロール機を含む。)		
計算機及び会計機、金銭登録機、郵便料金計機、切符発行機その他これらに類する計算機構を有する機械		
一 電子式デジタル計算機械のうち		
計算機本体		
その他のもの(磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機(記憶容量が一億字以上のものに限る。))及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機を除く。)		
二 その他のもの		
(一) 金銭登録機(電子式デジタル自動データ処理機械の中央処理装置と電気的に接続して動作する機能を有し、かつ、独立して動作する機能をもつものに限る。)		
自動データ処理機械及びこれを構成する機器並びにデー		
一七・五%		

タ転記用機械（データをデータ媒体に符号化して転記するものに限る。）データ処理機械（符号化したデータを処理するものに限る。）及び磁気式又は光学式の読取機（他の号に該当するものを除く。） 一 電子式デジタル自動データ処理機械（アナログ演算要素を有するものを含む。）及びこれを構成する機器（電源用機器及びアナログ信号によるデータのみを受け入れ又は送り出す機器を除く。）並びに磁気テープコンバーター、磁気テーププリンター及びこれらを構成する機器並びに第八四・五二号の一に掲げる計算機械を構成する補助機械のうち 中央処理装置 その他のもの（磁気インキ式文字読取機、光学式文字読取機、磁気円板式記憶機（記憶容量が一億字以上のものに限る。）及び磁気カード式記憶機並びにこれらに使用する制御機を除く。） 発電機、電動機、回転式又は静止式のコンバーター、トランスフォーマー、整流機及びインダクター 一 発電機のうち 出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあっては、合計出力）が四〇万キロワット以上のもの 出力（クロスコンパウンド型蒸気タービン用のものにあっては、合計出力）が四〇万キロワットに満たないもの（原動機（蒸気タービンを除く。）と結合したものを除く。） 三 トランスフォーマー (二) その他のもの 内燃機関の始動用又は点火用の電気機器（磁石発電機、点火コイル、始動電動機及び点火プラグを含む。）並びに内燃機関に附属する発電機及び開閉器 一 発電機、電動機及びこれらの部分品 (一) 発電機及び電動機 電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器（工業用又は理化学用のものに限る。）並びに電気式又はレーザー式の溶接機器、ろう付け機器、はんだ付け機器及び切断用機器	一〇・五%	一七・五%	八%	六%	六%	六%
二 電気式又はレーザー式の溶接機器及びその部分品のうち 数値制御式の機器 三 その他のもののうち 数値制御式の機器 無線電信用又は無線電話用の送信機器及び受信機器並びにラジオ放送用又はテレビジョン用の送信機器及び受信機器（録音機又は音声再生機を自蔵するものを含む。）並びにテレビジョンカメラ、航行用無線機器、レーダー及び無線遠隔制御機器 三 レーダーのうち 航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。） 四 その他の機器 航空機用のもの（機上用のものであるか、又は地上用のものであるかどうかを問わない。） その他のもの 熱電子管、冷陰極管及び光電管（蒸気又はガスを封入したものの、陰極線管、テレビジョン用撮像管及び水銀アーク整流管を含む。）光電池、圧電気結晶素子、発光ダイオード、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス 二 ダイオード、トランジスタその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路並びに発光ダイオードのうち 発光ダイオード（実装したものに限る。） 三 その他のもの 電気絶縁をした線、ケーブル、棒、帯その他これらに類する物品（エナメルを塗布し又は酸化皮膜処理をしたもの及び同軸ケーブルを含むものとし、接続子を取り付けてあるかどうかを問わない。） 一 電力ケーブル及び通信ケーブル 二 合成ゴムで被覆したもの（一に掲げるものを除く。） 三 その他のもの 人造プラスチックで被覆したもの、巻線、フレキシブルコード並びに鍍装したゴムケーブル及びゴム線	九・五%	九・五%	九・五%	一二・五%	九・五%	九・五%

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関稅定率法及び関稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

八七・〇二	その他のもの 乗用自動車及び貨物自動車(スポーツ用自動車及びトロリーバスを含むものとし、第八七・〇九号に該当するものを除く。)	九・五%
八七・〇三	一 乗用自動車(レースカー、乗用ジープ及び貨客兼用車を含むものとし、二に掲げるバス及び病人輸送車その他の特殊乗用自動車並びに無限軌道式のものを含むもの。)	無税
八七・〇九	(一) ホイールベースが二七〇センチメートル以下のもの	無税
八八・〇二	(二) ホイールベースが二七〇センチメートルを超え、三〇四・八センチメートル以下のもの	無税
八八・〇三	(三) ホイールベースが三〇四・八センチメートルを超えるもの	無税
八八・一〇	二 バス(トロリーバスを含むものとし、無限軌道式のものを含むもの。)	無税
	三 貨物自動車(無限軌道式のもの及びシャトルカーを除く。)	無税
	四 その他のもの	無税
	(一) 無限軌道式のもの	無税
	(二) シャトルカー	無税
	(三) 運転室を有する原動機付きシャシ	無税
	(四) その他のもの	無税
	救難車、消防車、はしご車、道路清掃車、除雪車、散水車、起重機、照明車、工作車、レントゲン車その他の特殊用途自動車(第八七・〇二号に該当する自動車を除く。)	無税
	モーターサイクル、オートサイクル及び補助原動機付きの自転車(サイドカー付きのものであるかどうかを問わない。並びにサイドカー	五%
	飛行機、滑空機、たこ及びロケットシュート	六%
	一 飛行機(ヘリコプターを除く。)	九・五%
	(一) 四基以上の原動機を有するもの	九・五%
	三 滑空機	九・五%
	四 その他のもの	九・五%
	部分品(第八八・〇一又は第八八・〇二号に該当する物品に用いるものに限る。)	九・五%
	メカニカルライターその他これに類するライター(ケミ	九・五%

カルライター及び電気式ライターを含む。及びこれらの部分品(発火性合金及びしんを除く。)	二・五%
一 貴金属、これを張り若しくはめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを用いたもの	二・五%
貴石、半貴石、銀若しくは白金族の金属又はこれらの金属を張り若しくはめつきた金属を用いたもの	二・五%
その他のもの	一五%
別表第二第五・一五号中「七」その他のものを「八」その他のものに改める。	
別表第二第一一・〇二号中「玄米、つや出した米、精米及び碎米」を「第一一・〇六号に該当する米」に改める。	
別表第二第一二・〇八号を次のように改める。	
一二・〇八	チコリーの根(切つてあるかどうかを問わないものとし、生鮮又は乾燥のもので、いつてないものに限る。)
	ローストビーフ(生鮮又は乾燥のもので、碎いてあるか、又はひいてあるかどうかを問わないものとし、更に調製したものを除く。並びに主として食用に供する果実の核その他の植物性生産品で他の号に該当しないもの)
	三 食用の海藻(乾燥したものを含む。)
	(三) その他のもののうち
	ひじき
別表第二第一四・〇五号中「三」その他のものを「五」その他のものに改める。	一〇%
別表第二第一五・一四号を削る。	
別表第二第一五・一五号を次のように改める。	
一五・一五	鯨ろう(粗のもの、圧搾したもの又は精製したもので、着色してあるかどうかを問わない。)
	のこん虫ろう(着色してあるかどうかを問わない。)
	一 鯨ろう
	二 みつろう
	三 その他のもの
別表第二第一九・〇一を削る。	
別表第二第一八・〇六号の次に次の一号を加える。	
一九・〇二	麦芽エキス及び穀粉、ミール、でん粉又は麦芽エキスの育児食用、飼料用又は料理用の調製品(ココアを含むものにあつては、その含有量が全重量の五〇%に満たないものに限る。)
	無税
	七・五%
	七・五%

品名	税率
一 麦芽エキス	七・五%
別表第二一九・〇七号を次のように改める。	
一九・〇七	
食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品(砂糖、はちみつ、卵、脂肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。)及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオプラー、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
一 食パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品	九・五%
別表第二二一・〇一号を削る。	
別表第二二二・〇二号を次のように改める。	
二二・〇二	
コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びにチコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	
一 コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	
(一) 砂糖を加えたもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	一五%
その他のもの	一〇%
(二) その他のもの	
A インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち	
インスタントティー	一〇%
B その他のもの	
コーヒーのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品	無税
その他のもの	七・五%
別表第二二二・〇七号を次のように改める。	
二二・〇七	
調製食料品(他の号に該当するものを除く。)	
二 その他のもの	
(一) 砂糖を加えたもののうち	
飲料のもと(おたねにんじん又はそのエキスを含有するものに限る。)及びビーナツバター	二五%
(二) その他のもの	

品名	税率
A アルコールを含有しない飲料のもののうち おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの	二〇%
B その他のもの	
(a) 第四・〇七号に掲げる物品のもののうち なまこ、くらげ又はうにのもの	一〇%
(b) その他のもののうち ビーナツバター	二〇%
ヤングコーンコブ(かん詰、びん詰又はつぼ詰のものに限る。)及びびじき	一〇%
別表第三三三・〇一号中「及びレジンノイド」を「レジンノイド、精油のコンセントレート(冷吸収法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。)	
及び精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物」に改める。	
別表第三四一・〇二号から第四一・〇四号までを次のように改める。	
四一・〇二	
牛革(水牛革を含む。)及び馬属の動物の革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
二 その他のもの	
羊革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
二 その他のもの	
やぎ革(第四一・〇六号又は第四一・〇八号に該当するものを除く。)	
二 その他のもの	
別表第三四六・〇二号を次のように改める。	
四六・〇二	
さなだその他これに類する組物材料の物品(用途を問わないものとし、これらをストリップ状にしたものを含む。)並びに組物材料を平行につないだ物品及び組物材料を織つた物品(シート状のものに限るものとし、敷物及びすだれを含む。)並びにびん用のわらづと	
三 その他のもの	
(一) その他のものうち いぐさ製又は七島製のもの(さなだその他これに類する組物材料の物品を除く。)	
別表第三五〇・〇五号を次のように改める。	
五〇・〇五	
絹紡糸及び絹紡細糸(小売用の糸を除く。)	
一 絹紡糸	
別表第三五〇・〇五号の次に次の一号を加える。	
五一・〇一	
人造繊維の長繊維の糸(小売用の糸を除く。)	
一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの	
(二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの	

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二七六

別表第三第五一・〇四号を次のように改める。 五一・〇四 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。) 一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの (三) その他のもの	別表第三第五三・一一号を次のように改める。 五三・一一 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 二 その他のもの	別表第三第五六・〇七号を次のように改める。 五六・〇七 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) その他のもの (三) その他のもの	別表第三第六四・〇二号の次に次の一号を加える。 六七・〇三 人髪(仕上げをし、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。並びに羊毛その他の獣毛及びその他の紡績用繊維材料(かつらその他これに類する物品の製作用に調製したものに限る。)) 三 その他のもの	別表第三第六七・〇四号中「つけひげ、ヘアパッド」を「付けひげ、付け眉毛、付けまつげ」に改める。 別表第四第五〇・〇九号を次のように改める。 五〇・〇九 絹織物 一 絹織物(絹ノイル織物を除く。)	別表第四第五〇・〇九号の次に次の三号を加える。 五一・〇四 人造繊維の織物(長繊維の糸で織つたものに限るものとし、第五一・〇一号又は第五一・〇二号の単繊維又はストリップの織物を含む。) 一 合成繊維又はアセテート繊維(これらのものの材料で製造したストリップを含む。)の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの
---	---	--	---	---	---

別表第五 暫定簡易税率表(第八条の五関係)		別表第五を次のように改める。	
別表第五を次のように改める。		別表第五を次のように改める。	
品名	税率	品名	税率
アルコール飲料 (1) ウイスキー(パーボンウイスキーを除く。)	二二・〇 九号の一の	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (三) その他のもの	二二・〇 九号の一の
A 一リットルの課税価格が三、〇〇〇円を超えるもの	一リットルにつき一〇、〇〇〇円	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (三) その他のもの	二二・〇 九号の一の
B 一リットルの課税価格が一、二二〇円を超え、三、〇〇〇円以下のもの	一リットルにつき四、一〇〇円	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (三) その他のもの	二二・〇 九号の一の
C 一リットルの課税価格が七〇〇円を超え、一、二〇〇円以下のもの	一リットルにつき三、二〇〇円	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (三) その他のもの	二二・〇 九号の一の
D その他のもの	一リットルにつき一、七〇〇円	絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 二 その他のもの (一) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 毛織物(羊毛製又は織獣毛製のものに限る。) 一 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの 人造繊維の織物(紡績糸で織つたものに限る。) 一 合成繊維又はアセテート繊維の重量が全重量の五〇%を超えるもの及び経緯糸のうちいずれか一方がこれらの繊維のもの (二) 絹の重量が全重量の一〇%を超えるもの (三) その他のもの	二二・〇 九号の一の

(2) パーボンウイスキー			第二二・〇 九号の一の
A	一リットルの課税価格が七五〇円を超えるもの	一リットル につき二、 九〇〇円	
B	その他のもの	一リットル につき一、 五〇〇円	
(3) ブランデー(コニャックを含む。)			第二二・〇 九号の一の
A	一リットルの課税価格が一〇、〇〇〇円を超えるもの	一リットル につき三、 二〇〇円	
B	一リットルの課税価格が七、〇〇〇円を超える一〇、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき二、 六〇〇円	
C	一リットルの課税価格が五、〇〇〇円を超える七、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき一、 四〇〇円	
D	一リットルの課税価格が二、八〇〇円を超える五、〇〇〇円以下のもの	一リットル につき一、 〇、三〇〇円	
E	一リットルの課税価格が一、五〇〇円を超える二、八〇〇円以下のもの	一リットル につき五、 八〇〇円	
F	一リットルの課税価格が七〇〇円を超える一、		

五〇〇円以下のもの			第二二・〇 九号の一の
G	その他のもの	一リットル につき四、 三〇〇円	
(4) その他のもの			第二二・〇 九号の一の
A	シャンパンその他のスパークリングワイン	一リットル につき九〇 〇円	
B	ぶどう酒(ベルモットを含む。)	一リットル につき六〇 〇円	第二二・〇 五号の二又 は第二二・ 〇六号
C	ジン、ラム、ウォッカ又はリキニール	一リットル につき八〇 〇円	第二二・〇 九号の一の 若しくは 四又は二の 三
D	ビール	一リットル につき一六 九円	第二二・〇 三号

注 第二欄に掲げる物品は、第四欄の関税定率法別表の番号に該当する物品に限るものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中関税定率法別表の付表の改正規定(同付表第一号の第二欄の(2)のB及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。及び第二条中関税暫定措置法別表第五の改正規定(同表の第二欄の(1)のD、(2)のB、(3)のG及び(4)のDに掲げる物品の税率に係る部分に限る。酒税法及び清酒製造業の安定に関する特別措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)第一条中酒税法第二十二條の改正規定が施行されることとなる日

二 第二条中関税暫定措置法第二条に一項を加える改正規定、同法第七条の五第一項の改正規定(別表第一の三)を「別表第一の四」に改める部分に限る。、同法第八条の二第一項第三号の改正規定、同法第八条の三の改正規定、同法第八条の六の改正規定及び同法別表第一の三を同法別表第一の四とし、同法別表第一の二の次に一表を加える改正規定 この法律の公布の日

三 第二条中関税暫定措置法第七条第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七条第

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一) 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

二七八

四項及び第七條の二第一項の改正規定、同法第七條の三第一項の改正規定(第二号に係る部分に限る。)、同法第七條の三第三項の改正規定、同法第八條第一項の改正規定並びに同法別表第一第二七・〇九号の改正規定(同号の(2)に係る部分に限る。)、及び同法別表第一第二七・一〇号の改正規定(同号の(1)の(4)のAの(1)及び(2)の(4)、同号の(1)の(4)のBの(1)及び(2)の(1)並びに同号の(1)の(4)のCの(1)及び(2)の(1)に係る部分に限る。)、石油税法(昭和五十三年法律第 号)の施行により保税地域から引き取られる原油並びに重油及び粗油について石油税が課されることとなる日(特定の期間において適用すべき新定率法別表の付表第一号に掲げる物品に対する税率等)

第二条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税定率法(以下この項において「新定率法」という。)(別表の付表第一号の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、四〇〇円と、同号の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三九円として、新定率法第三條の二の規定を適用する。

2 昭和五十三年四月一日から附則第一条第一号に掲げる日の前日までの間においては、改正後の関税暫定措置法(以下「新暫定法」という。)(別表第五の第二欄の(1)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(2)のBに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(3)のGに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、六〇〇円と、同表の第二欄の(4)のDに掲げる物品に係る税率は一リットルにつき一、三七円として、新暫定法第八條の五の規定を適用する。

第三条 昭和五十三年四月一日から附則第一条第三号に掲げる日の前日までの間においては、新暫定法別表第一第二七・〇九号中「五三〇円」とあるのは「六四〇円」と、新暫定法第七條第一項第一号又は第七條の三第一項第一号中「四百四十円」とあるのは「五百三十円」として、新暫定法第二條第一項又は第七條第一項第一号若しくは第七條の三第一項第一号の規定を適用する。

(特定の期間における新暫定法別表第一の三第二一・〇二号等に掲げる物品の品名の欄等の適用関係)

関税定率法別表の番号	品 名
二一・〇二	コーヒー、茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもとにした調製品 二 その他のもの (一) インスタントコーヒー及びインスタントティーのうち インスタントコーヒー 二八・二八 ヒドラジン、ヒドロキシルアミン及びこれらの無機塩並びにその他の無機塩基、金属酸化物、金属水酸化物及び金属過酸化物 五 その他のもののうち

三三・〇六	酸化ベリリウム 調製香料及び化粧品類 一 香水、オーデコロンその他これらに類するもの 二 おしろい 三 香油、クリーム、ボマード、口紅その他油、脂又はろうの製品 五 その他のもの (一) その他のもの 機械すきの紙及び板紙(セルロースウォッディングを含むものとし、ロール状又はシート状のものに限る。) 二 印刷用紙、筆記用紙及び図画用紙(一平方メートルの重量が三〇グラムを超え、三〇〇グラム以下のものに限る。) (一) その他のもの 五 その他のもの (一) 一平方メートルの重量が一三〇グラムを超えるもの(ロール状のものに限る。) (二) その他のもの 蒸気原動機(ボイラー付きのものを除く。) 一 蒸気タービン及びその部分品 (一) 蒸気タービンのうち 出力(クロスコンパウンド型のものにあつては、合計出力)が四〇万キロワット以上のもの (二) 部分品 電気炉及び電磁誘導式又は誘電式の加熱機器(工業用又は理化学用のものに限る。)(並びに電気溶接機器、電気ろう付け機器、電気はんだ付け機器及びこれらに類する切断用電気機器) 二 電気溶接機器及びその部分品のうち 数値制御式の機器 三 その他のもののうち 数値制御式の機器 熱電子管、冷陰極管及び光電管(蒸気又はガスを封入したもの、陰極線管、テレビジョン用映像管及び水銀アーク整流管を含む。)、光電池、圧電気結晶素子、超小形電子回路並びにダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス 二 ダイオード、トランジスターその他これらに類する半導体デバイス及び集積回路のうち 発光ダイオード(実装したものに限る。) 三 その他のもの	八五・二二
四八・〇一	八四・〇五	
八五・二二	八五・二二	

(関税暫定措置法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 この法律の施行前に改正前の関税暫定措置法(以下「旧暫定法」という。)第七条第一項、第七条の第三項若しくは第八条第一項の規定により関税の軽減を受けた物品又は旧暫定法第八条の七の軽減税率の適用を受けた旧暫定法別表第一第二七・一〇号の一の欄に掲げる物品については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧暫定法第七条第四項、第七条の第二項又は第七条の第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、なお従前の例による。

3 附則第一条第三号に掲げる日から三月以内(新暫定法第七条の第二項の規定の適用を受ける者が関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十二年法律第十二号)附則第四項に規定する同法による改正前の関税暫定措置法第七条の第二第三項の規定の適用を受けた者である場合には四月以内)に新暫定法第七条第四項、第七条の第二項又は第七条の第三項の規定により関税の還付を受けることができる場合に該当することとなつた場合における関税の還付については、これらの規定中「五百三十円」とあるのは、「六百二十円」として、これらの規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び附則第五条第一項又は第二項の規定により従前の例によることとされる物品又は関税の還付に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石炭及び石油対策特別会計法の一部改正)

第七条 石炭及び石油対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「と払い戻すべき金額」として政令で定めるところにより算定した額との合計額を削る。

附則中第十七項を第十八項とし、第十四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、第十三項の次に次の一項を加える。

14 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律(昭和五十三年法律第 号)による改正前の関税定率法第十九条第五項に規定する燃料(第四条に規定する原油及び重油等に該当するものに限る。)について関税定率法第十九条第一項の規定により払い戻すべき金額がある年度における第四条の規定の適用については、なお従前の例による。

理 由

多角的貿易交渉の進展に対応し、その妥結促進等に資するため、乗用自動車等の関税率を引き下げることとするとともに、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、石油税の創設に伴う原油等の関税率の引下げを図る等関税率について所要の改正を行うほか、関税率表の品目分類に関する所要の調整及び関税の減免還付制度についての所要の整備を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応し、関税率等について所要の改正を行うものとすると、その主な内容は次のとおりである。

(一) 東京ラウンド妥結前の関税の一括引下げ

1 東京ラウンドの妥結促進を通じて保護貿易主義の高まりを抑え、我が国の輸入の増大に資するため、その交渉妥結に先立ち、乗用自動車等一二四品目の関税率の引下げを行うこと。

2 前記1の関税率の引下げ措置により、特定の貨物の輸入が増加し、国内産業が相対的な損害を受け、又は受けるおそれがある場合には、政令で貨物を指定し、その引下げ措置を停止することができることとする。

(二) 原油関税の改正

1 石油税が創設されることに伴い、原油関税について、その税率を一キロリットル当たり七五〇円から六四〇円に引き下げるとともに、原油で比重の高いもののうち、石油の安定的な供給を図るため特に必要があ

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(一)

関稅定率法及び關稅暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書 環境庁設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 二八〇

るものとして政令で定めるものについて

は、その關稅率を一キロリットル当たり五
三〇円に輕減すること。

2 前記1の原重油關稅の引下げに伴い、原

油關稅關稅減稅・還付制度について、その
減稅・還付率の調整を行うこと。

(三) その他の關稅率等の改正

1 最近における産業の状況等を勘案し、麦
芽については關稅割當制度の一次稅率の引
下げ及び二次稅率の引上げを行い、アルミ
ニウムの塊については新たに關稅割當制度
の對象とし、スライド關稅が採用されてい
る鉛の塊については、その關稅無稅点を引
き上げること。

2 前記(一)の1の東京ラウンド妥結前の關稅
率の引下げ及び酒稅法の改正等に伴い、入
国者が携帯輸入するアルコール飲料に対す
る簡易稅率表につき、所要の改正を行うこ
と。

3 農林漁業用免稅A重油について、本邦到
着時としているその規格認定時点を、保稅
地域からの引取時に改めること。

4 昭和五十三年三月三十一日に適用期限の

到来する七六六品目の暫定稅率については

一年間、各種の關稅減免稅制度について
は三年間、それぞれその適用期限の延長を
行うこと。

5 關稅協力理事會が最近における科學技術
の進歩及び國際貿易の變化を考慮して品目
分類の國際的基準を改正したことに伴い、
關稅定率法及び關稅暫定措置法の付表であ
る品目表について、号の統廢合等所要の調
整を行うこと。

四 施行期日

前記(一)の1の關稅率の引下げ及び2のその
停止措置については、公布の日から施行する
こととし、その他の改正事項は、他の稅法と
の關係で別に施行期日が定められている部分
を除き、昭和五十三年四月一日から施行する
こととしている。

なお、以上の改正に伴う昭和五十三年度にお
ける關稅減收見込額は、一般會計分において二
一〇億圓、特別會計分において二四〇億圓であ
る。

二 議案の可決理由

最近における内外の經濟情勢等にかんがみ、

東京ラウンド交渉の妥結促進等に資するため、

乗用自動車等の關稅率の一括引下げを行い、そ
の他原油等の關稅率及び關稅率表の品目分類等
を改めようとする本案は、時宜に適當する措置と
認め、原案のとおり可決すべきものと議決した
次第である。

右報告する。

昭和五十三年二月十七日

大藏委員長 大村 襄治
衆議院議長 保利 茂殿

環境庁設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和五十三年一月二十八日

内閣總理大臣 福田 赳夫

環境庁設置法の一部を改正する法律

環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の
一部を次のように改正する。

第五條第三項中「国立公害研究所」の下に「国
立水俣病研究センター」を加える。

第五條の二第二項中「並びに」の下に「国立水俣

病研究センターに関する事務並びに」を加える。

第八條中「国立公害研究所」を「国立公害研究所
国立水俣病研究
センター」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の附屬機關(公害健康被害補償不服審査
會を除く。)の位置及び内部組織は、總理府令で
定める。

第九條第一項中「掲げる事務」の下に「国立水俣
病研究センターの所掌に屬するものを除く。」を
加え、「行なう」を「行う」に改め、同條第二項中
「行なう」を「行う」に改め、同條第三項を削る。

第九條の次に次の一條を加える。

(国立水俣病研究センター)

第九條の二 国立水俣病研究センターは、第四條
第三十一号に規定する事務のうち、水俣病に関
する醫學的調査及び研究をつかさどる機關とす
る。

第十條第二項を削る。

附 則

この法律は、昭和五十三年十月一日から施行す
る。

理 由

水俣病に関する醫學的調査及び研究を推進する

ため、環境庁に附属機関として国立水俣病研究センターを置く等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

内閣委員長 始関 伊平
衆議院議長 保利 茂殿

環境庁設置法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、水俣病に関する医学的調査及び研究を総合的積極的に推進するため、環境庁の附属機関として国立水俣病研究センターを新設するとともに、その所掌事務等を定めようとするものである。

なお、この法律は、昭和五十三年十月一日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本案は、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約四億千五百万円が、昭和五十三年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和五十三年二月二十二日

昭和五十三年二月二十八日 衆議院會議録第九号(二)

二八二

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部二二〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四一(代)
107